

ニセコ町耐震改修促進計画

平成 29 年 2 月

ニセコ町

目次

はじめに.....	3
1 計画の目的	3
2 計画の位置づけ.....	3
3 計画の内容	4
1章 現況調査	5
1 自然的条件	5
2 社会的条件	9
2章 ニセコ町で想定される地震による被害状況.....	17
1 地震の想定	17
2 地震動評価	19
3 建物被害評価	25
3章 住宅・建築物の耐震化に係る目標	28
1 住宅建築物の耐震化の現状	28
2 住宅・建築物の耐震化目標	35
3 耐震化促進に向けた各主体の役割	39
4章 耐震診断及び耐震改修の促進を図るための施策	40
1 耐震診断・改修を図るための支援	40
2 地震時に通行を確保すべき道路の指定.....	42
3 がけ地近接危険住宅の解消	43
4 優先的に耐震化に着手すべき建築物の設定.....	43
5章 啓発及び知識の普及に関する事項	45
1 地震防災マップの作成、公表	45
2 相談体制の整備及び情報提供の充実	46
3 消費者向けパンフレット等の作成・配布.....	46

はじめに

1 計画の目的

北海道では、1611年の三陸沖地震から現在に至る約400年の間に、記録に残る被害地震だけでも90回以上の発生を数えています。

直近の20年程度でも、1993年(平成5年)の釧路沖地震・北海道南西沖地震、1994年(平成6年)の北海道東方沖地震、2003年(平成15年)の十勝沖地震が発生しています。

これら、北海道に限らず全国的に大規模地震が頻発する中で、国は、建築物(昭和56年以前に建築されたもの)の耐震改修を促進することを、最も重要な課題と位置づけ、建築物の耐震改修の促進に関する法律(以下「耐震改修促進法」という)・建築基準法を改正し、北海道では、平成18年度から27年度まで10年間を計画期間とした「北海道耐震改修促進計画」を策定しました。

ニセコ町においても、平成19年度に「ニセコ町耐震改修促進計画」を策定し、町民に対し、耐震改修の重要性・緊急性について、積極的に普及啓発を行うとともに、改修に対する支援を行ってきました。

しかしながら、その後も平成23年3月に発生した東日本大震災をはじめとした大地震が全国各地で発生し、住宅や建築物の安全性を取り巻く情勢が大きく変化しています。

国では、平成25年11月に耐震改修促進法を改正して地震に対する安全性の向上を一層促進することとしています。北海道においても平成28年5月に北海道耐震改修促進計画を見直し、市町村においては耐震改修促進計画の改定に努めることとしています。

最近では平成28年4月に熊本地震が発生し、震度7の地震を2度観測するなど多くの住宅や建築物が倒壊しました。

以上からニセコ町においては、これまでの実施状況に関する調査・検証を行うとともに、国や道の目標を踏まえた新たな耐震化の目標を設定し、計画的な耐震対策を実施することにより、地震による被害を減少させ、ニセコ町民が安心して生活できるまちづくりを一層進めることを目的とし計画の見直しを行います。

2 計画の位置づけ

市町村耐震改修促進計画は、「耐震改修促進法」法第6条において「市町村は、都道府県耐震改修促進計画に基づき、当該市町村の区域内の建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための計画を定めるよう努めるものとする」とされています。

また、国の基本方針(最終改正平成28年3月25日国土交通省告示第529号)においては、「可能な限り全ての市町村において市町村耐震改修促進計画が策定されることが望ましい。また、改正法による改正前の法第5条第7項に基づき、市町村耐震改修促進計画を策定している市町村にあっては、当該計画を改正法の施行後できるだけ速やかに改定すべきである。」とされています。

3 計画の内容

1章 現況調査

- 1 自然的条件（気象気候、地形）
- 2 社会的条件（道路交通、土地利用、災害履歴）

2章 ニセコ町で想定される地震による被害状況

想定地震を設定し、その地震が発生した場合のニセコ町における被害状況等を想定します。

- 1 地震の想定
- 2 地震動評価
- 3 建物被害評価

3章 住宅・建築物の耐震化に係る目標

平成32年度の耐震化率の目標値を数値として示します。そのために現況の耐震化状況を推計します。

- 1 住宅・建築物の耐震化の現状
- 2 住宅・建築物の耐震化目標
- 3 耐震化促進に向けた各主体の役割

4章 耐震診断及び耐震改修の促進を図るための施策

耐震改修を促進し、耐震化の目標を実現するために、今後実施する施策を検討します。

- 1 耐震診断・改修を図るための支援
- 2 地震時に通行を確保すべき道路の指定
- 3 かけ地近接危険住宅の解消
- 4 優先的に耐震化すべき建築物の設定

5章 啓発及び知識の普及に関する事項

町民への啓発普及や相談体制の充実のための検討を行います。

- 1 揺れやすさマップの作成・公表
- 2 相談体制の整備及び情報提供の充実
- 3 消費者向けパンフレット等の作成・配布

1章 現況調査

1 自然的条件

(1) 気象気候等の条件

気象条件は、概して内陸性気候を呈し温和ですが、東に羊蹄山（1,898m）北にニセコアンヌプリ（1,308m）がそびえ、冬期には積雪が多く、多い年には 230 cmにも達する豪雪地帯です。初雪は 10 月下旬頃にみられ、冬期間は北西の季節風による降雪が続き、雪解けは4月下旬となります。平成 28 年の平均気温は 7.9℃、最高気温 31.3℃、最低気温 -15.0℃、年間降水量 1,626mm でした。

表 1-1 平成 27 年の気象状況

月	平均気温 ℃	最高気温 ℃	最低気温 ℃	平均湿度 %	平均風速 m/s	日照時間 h	降水量 mm	最深積雪 cm
1月	-3.7	4.8	-12.0	83.0	3.1	47.6	175	185
2月	-2.9	5.3	-15.0	81.0	3.6	78.2	115	190
3月	1.3	11.9	-10.1	80.0	3.2	124.6	240	193
4月	6.2	23.0	-5.7	71.0	3.5	205.9	96	107
5月	11.9	27.8	0.6	68.0	3.7	222.8	47	0
6月	15.3	25.9	6.2	82.0	3.3	141.5	65	0
7月	19.4	29.6	7.0	84.0	2.8	162.4	94	0
8月	20.8	31.3	12.8	84.0	2.8	140.4	119	0
9月	16.0	26.0	6.9	86.0	2.4	131.4	200	0
10月	8.2	20.4	-2.5	77.0	3.8	134.1	146	0
11月	3.5	16.2	-11.7	81.0	2.6	90.5	110	16
12月	-1.3	11.1	-10.7	83.0	3.1	49.0	220	88

資料：倶知安測候所観測値

表 1-2 年次別の気象状況

年	平均気温 ℃	最高気温 ℃	最低気温 ℃	平均湿度 %	平均風速 m/s	日照時間 h	降水量 mm	最深積雪 cm
平成 23 年	7.1	31.5	-20.6	80.0	3.1	1,415.8	1,793	202
平成 24 年	7.3	31.8	-21.7	79.0	3.2	1,463.9	1,716	228
平成 25 年	7.2	30.8	-19.4	81.0	3.2	1,285.3	1,755	225
平成 26 年	6.9	32.5	-20.7	79.0	3.1	1,651.1	1,638	217
平成 27 年	7.9	31.3	-15.0	80.0	3.2	1,528.4	1,626	193

資料：倶知安測候所観測値

図 1-1 平成 27 年の平均気温、最高気温、最低気温の変化

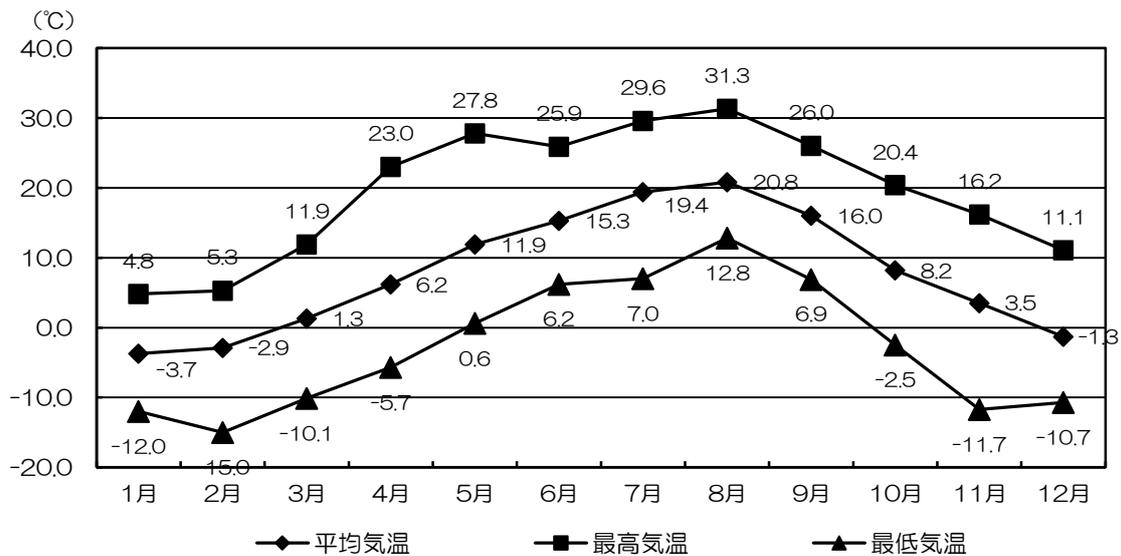
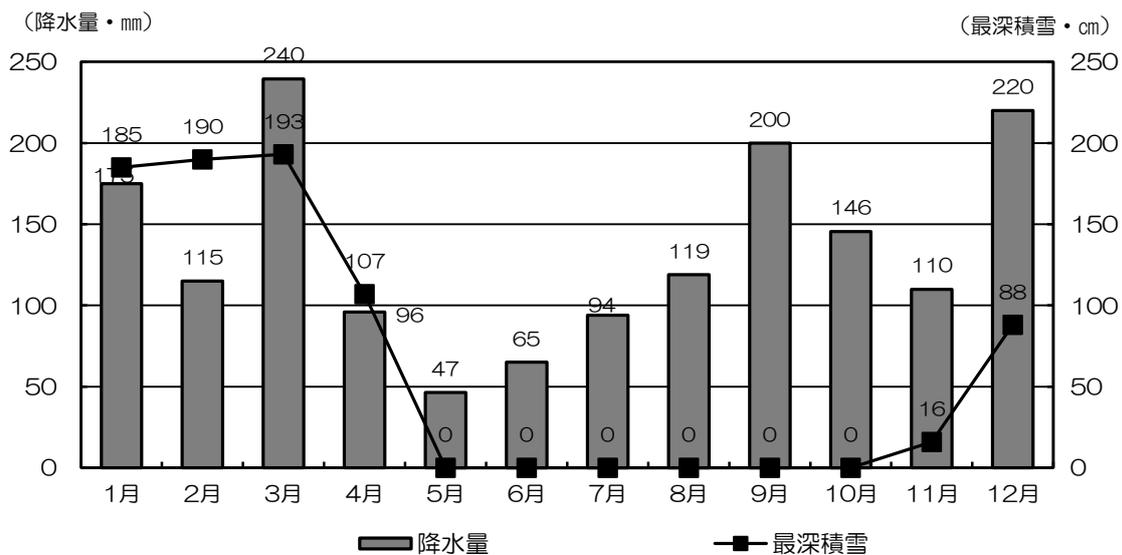


図 1-2 平成 27 年の降水量と最深積雪



(2) 地形・水系等の条件

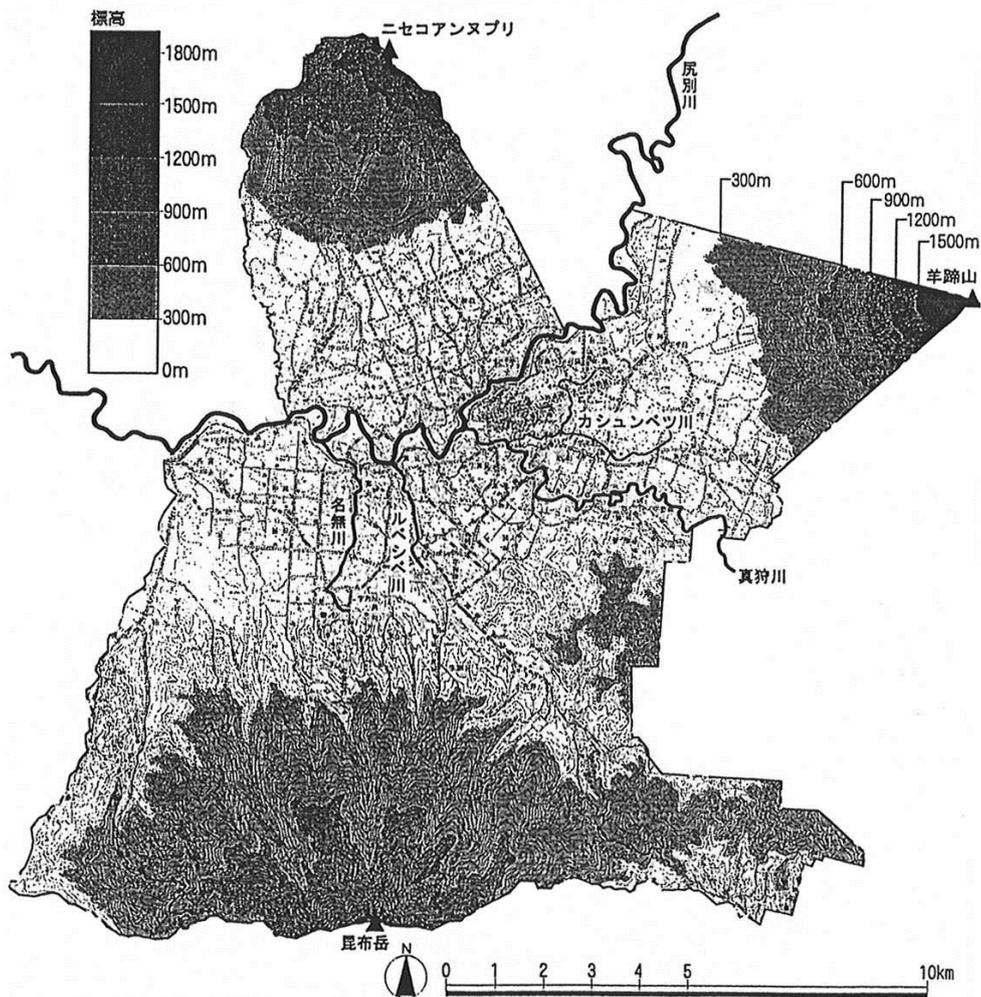
a.地勢

本町は、東経 140° 48'、北緯 42° 52'、北海道の西部、後志支庁管内中央部の羊蹄山（えぞ富士）西麓に位置し、東西約 20 km、南北約 19 km、面積は 197.13?となっています。札幌市へ約 106 km（国道 230 号と道道 66 号線利用 約2時間）、函館市へは約 180 km（国道5号利用 約3時間）の距離に位置し、北部を倶知安町、東部を真狩村、南部を豊浦町に接しています。

本町は、尻別川の浸食によって形成された両河岸の段丘上にあり、波状傾斜の多い丘陵盆地を形成しています。中央低地を尻別川が流れ、これに、南から真狩川、ルベシベ川が流入している。北東を羊蹄山（1,898m）、北をニセコアンヌプリ（1,308m）、南を昆布岳（1,045m）に囲まれています。

東部の羊蹄山一帯を支笏洞爺国立公園、北部のニセコ連峰一帯をニセコ積丹小樽海岸国定公園に指定されています。

図 1-3 ニセコ町の地形



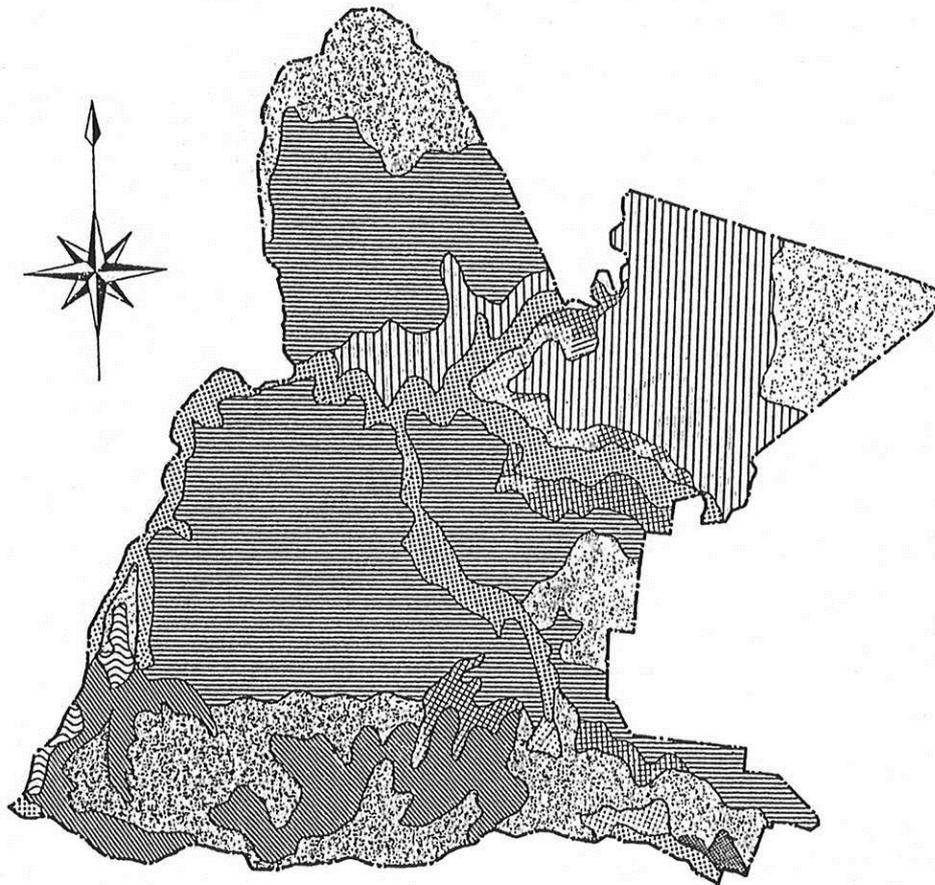
b.地質と火山、活断層

地質は新第三期及び洪積世の火山砕層物であり、黄褐色の火山灰層が全域を覆っています。また、羊蹄山麓には沖積世の羊蹄系火山灰が堆積し、河川流域には小面積ながら新第三紀層に属する堆積岩（砂岩、頁岩等）が分布しています。

羊蹄山、ニセコアンヌプリは後志火山群に属しています。

本町には、断層はみつかっておらず、周辺にも 20 km以内には断層はありません。

図 1-4 ニセコ町の地質



凡	例
	礫、砂、粘土
	ローム
	軽石流堆積物
	火山砕層物
	凝灰岩質岩石
	火山角礫岩、凝灰角礫岩
	安山岩質岩石
	玄武岩質岩石

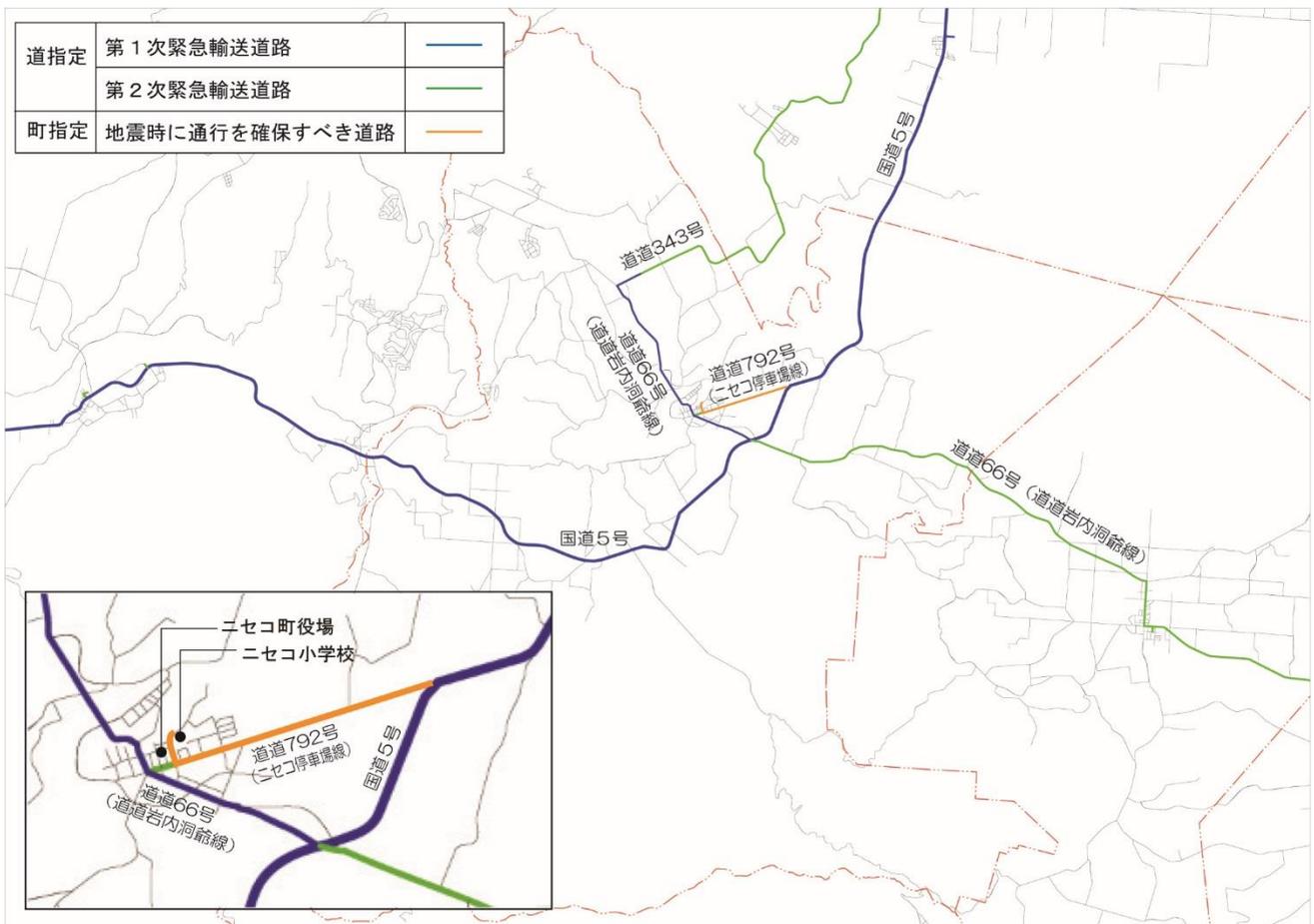
2 社会的条件

(1) 道路交通

ニセコ町の中央部を東西に横断する一般国道5号を幹線として、道道66号（道道岩内洞爺線）がこれに交差し、尻別川沿いにJR函館本線が通じています。しかし、JRの特急、急行の廃止や、高速道路網の整備の遅れから、交通条件は決して良いとはいえない状況にあります。近隣との道路によるアクセスは、倶知安町20分、小樽市1時間30分、札幌市2時間、千歳市2時間、室蘭市2時間10分程度の距離に位置し、産業・生活・観光など、幹線の交通量は年々増加しています。冬期間は積雪のため車両通行が不能となる地域もあります。

また、地震時に通行を確保すべき道路として下図の道路が指定されています。

図 1-5 地震時に通行を確保すべき道路の指定（ニセコ町）



(2) 土地利用

総面積の 72.40%、142.71 km²が山林原野で、耕地は 14.87%、29.37 km²で水田 6.85 km²、畑 22.48 km²の利用となっています。

表 1-3 地目別土地面積・総面積

	地目面積 (㎡)	割合
田	6,602,832	3.35%
畑	21,620,590	10.97%
宅地	2,440,214	1.24%
鉱泉地	550	0.00%
池・沼	47,763	0.02%
山林	92,205,427	46.77%
牧場	923,016	0.47%
原野	39,867,057	20.22%
雑種地	3,521,119	1.79%
その他	29,901,432	15.17%
総面積	197,130,000	100.00%

資料：2015 年固定資産概要調書

(3) 災害履歴

本町では、多くの人命にかかわるような大災害は過去に起きていませんが、冷害による農作物の被害、台風による河川の氾濫、スキー場での雪崩事故、有珠山噴火による降灰、火災等の災害が発生しています。

表 1-4 災害履歴（その1）

年月日	種別	地域	被害状況																				
明治35年	冷害	全域	低温多湿、日照不足により畑作が開村以来の大凶作。凶作民救済の目的で字ルベシベ南1線及び6号道路国費工事を村で請け負った。																				
明治38年5月～10月	冷害	全域																					
明治38年9月20日	豪雨	全域	大雨により全町に被害を受けた。洪水による死者 2名																				
明治41年6月28日	晩霜	全域	菜豆類に被害、特に大福豆は収穫皆無																				
明治41年7月8日	火災	羊蹄山	消失面積792ha																				
明治42年4月7日	暴風雨	全域	最大風速40m以上 被害 全壊家屋55戸、半壊家屋4戸 死者1名 橋の流出等																				
大正2年6～9月	冷害	全域	収穫皆無となり災害救助法適用。																				
大正4年7月22日	豪雨	全域	各河川が増水し、道路決壊の他、田畑にも相当の被害を受けた。																				
昭和5年8月21日	豪雨	全域	30分間に雨量200mmに及び豪雨。道路の決壊、橋の流出、第一王子発電所の機能ストップ、田畑の冠水被害等。																				
昭和6年5月～8月	冷害	全域	※稲作の被害状況 <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <tr> <td>被害程度</td> <td>皆無</td> <td>33.8%</td> </tr> <tr> <td></td> <td>70%以上</td> <td>31.9%</td> </tr> <tr> <td></td> <td>50～69%</td> <td>15.3%</td> </tr> <tr> <td></td> <td>50%未満</td> <td>14.0%</td> </tr> </table> ※畑作の被害 60～80%	被害程度	皆無	33.8%		70%以上	31.9%		50～69%	15.3%		50%未満	14.0%								
被害程度	皆無	33.8%																					
	70%以上	31.9%																					
	50～69%	15.3%																					
	50%未満	14.0%																					
昭和7年5月～9月	冷水害	全域	田畑の被害状況 <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <tr> <td rowspan="5">被害程度</td> <td>減収率</td> <td>田</td> <td>畑</td> </tr> <tr> <td>皆無</td> <td>23.9</td> <td>9.9</td> </tr> <tr> <td>70%以上</td> <td>20.9</td> <td>32.4</td> </tr> <tr> <td>50%以上</td> <td>21.2</td> <td>29.4</td> </tr> <tr> <td>30～40%以上</td> <td>9.2</td> <td>13.3</td> </tr> <tr> <td></td> <td>30%未満</td> <td>3.4</td> <td>6.4</td> </tr> </table>	被害程度	減収率	田	畑	皆無	23.9	9.9	70%以上	20.9	32.4	50%以上	21.2	29.4	30～40%以上	9.2	13.3		30%未満	3.4	6.4
被害程度	減収率	田	畑																				
	皆無	23.9	9.9																				
	70%以上	20.9	32.4																				
	50%以上	21.2	29.4																				
	30～40%以上	9.2	13.3																				
	30%未満	3.4	6.4																				
昭和9年1月2日	火災	市街地	狩太尋常小学校校舎全焼																				
昭和9年7月～9月	冷害	全域	※被害状況 <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <tr> <td rowspan="5">被害程度</td> <td>減収率</td> <td>田</td> <td>畑</td> </tr> <tr> <td>皆無</td> <td>14.3</td> <td>2～8</td> </tr> <tr> <td>70%以上</td> <td>10.7</td> <td>10～28</td> </tr> <tr> <td>50%以上</td> <td>7.6</td> <td>22～31</td> </tr> <tr> <td>50%未満</td> <td>17.0</td> <td>-</td> </tr> </table>	被害程度	減収率	田	畑	皆無	14.3	2～8	70%以上	10.7	10～28	50%以上	7.6	22～31	50%未満	17.0	-				
被害程度	減収率	田	畑																				
	皆無	14.3	2～8																				
	70%以上	10.7	10～28																				
	50%以上	7.6	22～31																				
	50%未満	17.0	-																				

年月日	種別	地域	被害状況																			
昭和10年6月～9月	冷害	全域	※被害状況 <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="6">被害程度</th> <th>減収率</th> <th>田</th> <th>畑</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>皆無</td> <td>19.8</td> <td>7.0</td> </tr> <tr> <td>70%以上</td> <td>13.7</td> <td>17.7</td> </tr> <tr> <td>50%以上</td> <td>12.3</td> <td>22.7</td> </tr> <tr> <td>30～40%以上</td> <td>14.7</td> <td>23.3</td> </tr> <tr> <td>30%未満</td> <td>37.4</td> <td>29.3</td> </tr> </tbody> </table>	被害程度	減収率	田	畑	皆無	19.8	7.0	70%以上	13.7	17.7	50%以上	12.3	22.7	30～40%以上	14.7	23.3	30%未満	37.4	29.3
被害程度	減収率	田	畑																			
	皆無	19.8	7.0																			
	70%以上	13.7	17.7																			
	50%以上	12.3	22.7																			
	30～40%以上	14.7	23.3																			
	30%未満	37.4	29.3																			
昭和16年5月～8月	冷害	全域	※被害状況 <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="6">被害程度</th> <th>減収率</th> <th>田</th> <th>畑</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>皆無</td> <td>20.0</td> <td>7.8</td> </tr> <tr> <td>70%以上</td> <td>22.2</td> <td>7.4</td> </tr> <tr> <td>50%以上</td> <td>19.5</td> <td>7.9</td> </tr> <tr> <td>30～40%以上</td> <td>19.7</td> <td>11.2</td> </tr> <tr> <td>30%未満</td> <td>18.4</td> <td>65.7</td> </tr> </tbody> </table>	被害程度	減収率	田	畑	皆無	20.0	7.8	70%以上	22.2	7.4	50%以上	19.5	7.9	30～40%以上	19.7	11.2	30%未満	18.4	65.7
被害程度	減収率	田	畑																			
	皆無	20.0	7.8																			
	70%以上	22.2	7.4																			
	50%以上	19.5	7.9																			
	30～40%以上	19.7	11.2																			
	30%未満	18.4	65.7																			
昭和24年6月3日	火災	小花井	旧村有林 19.8ha 損害額 不明																			
昭和24年8月18日	火災	羊蹄	開拓地 19.8ha 損害額 不明																			
昭和27年3月24日	火災	市街地	民家より出火、強風にあおられ806.9㎡を全焼。類焼家屋8棟、損害額1,000万円 原因 煙突の過熱																			
昭和29年5月9日	暴風雨	全域	町内の保護苗代の約60%が被覆を風に飛ばされた被害総面積 4.3ha																			
昭和29年5月28日	晩霜	全域	冷床苗代に被害を受けた。																			
昭和29年6月～7月	早害	全域	6月21日～7月19日までの連日の日照りとなり、燕麦10%、とうもろこし・スイートコーン30%、亜麻20%の減収																			
昭和29年9月26日	台風	全域	台風15号のため、全町にわたり被害を受けた。																			
昭和29年10月6日	初霜	全域	大豆に被害を受けた。																			
昭和31年5月	早害	全域	5月中の過照により麦類に被害を受けた。																			
昭和31年5月～8月	冷害	全域																				
昭和31年8月17日	台風	全域	台風9号のため全町にわたり被害を受けた。																			
昭和33年5月～6月	早害	全域	採種と麦類に被害を受けた。																			
昭和49年5月22日	火災	原野	焼失面積13,087㎡、枯れ草が延焼																			
昭和50年4月8日	水害	昆布川流域	融雪水による水害。																			
昭和50年6月12日	火災	原野	焼失面積10,064㎡																			
昭和50年8月23日	水害	後志・昆布・加春別川流域	被害額4,102万円																			
昭和51年4月8日	火災	市街地	死者2名																			
昭和51年5月22日	火災	林野	焼失面積46,400㎡																			
昭和51年12月7日	火災	市街地	死者1名、石油ストーブからの飛び火																			
昭和54年9月10日	冷害	みずほ 福井 松岡 元町	水稲、小豆に被害を受けた。																			

年月日	種別	地域	被害状況																												
昭和55年7月～8月	冷害	全域	※被害状況 <table border="1"> <thead> <tr> <th>被害程度</th> <th>減収率</th> <th>田</th> <th>畑</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>70～80%</td> <td></td> <td>23</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>50～70%</td> <td></td> <td>161</td> <td>16</td> </tr> <tr> <td>30～50%</td> <td></td> <td>289</td> <td>70</td> </tr> <tr> <td>10～30%</td> <td></td> <td>53</td> <td>256</td> </tr> <tr> <td>10%未満</td> <td></td> <td>-</td> <td>126</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td></td> <td>526</td> <td>468</td> </tr> </tbody> </table>	被害程度	減収率	田	畑	70～80%		23	-	50～70%		161	16	30～50%		289	70	10～30%		53	256	10%未満		-	126	計		526	468
被害程度	減収率	田	畑																												
70～80%		23	-																												
50～70%		161	16																												
30～50%		289	70																												
10～30%		53	256																												
10%未満		-	126																												
計		526	468																												
昭和56年3月19日	火災	豚舎	損害額2,684万円、保温用ランプの過熱により麦わらに着火																												
昭和56年7月～8月	冷害	全域	※被害状況 <table border="1"> <thead> <tr> <th>被害程度</th> <th>減収率</th> <th>田</th> <th>畑</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>70～80%</td> <td></td> <td>-</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>50～70%</td> <td></td> <td>44</td> <td>67</td> </tr> <tr> <td>30～50%</td> <td></td> <td>60</td> <td>327</td> </tr> <tr> <td>10～30%</td> <td></td> <td>207</td> <td>934</td> </tr> <tr> <td>10%未満</td> <td></td> <td>196</td> <td>571</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td></td> <td>507</td> <td>1,889</td> </tr> </tbody> </table>	被害程度	減収率	田	畑	70～80%		-	-	50～70%		44	67	30～50%		60	327	10～30%		207	934	10%未満		196	571	計		507	1,889
被害程度	減収率	田	畑																												
70～80%		-	-																												
50～70%		44	67																												
30～50%		60	327																												
10～30%		207	934																												
10%未満		196	571																												
計		507	1,889																												
昭和56年8月23日	台風	全域	台風15号のため、全町にわたり被害を受けた。床上浸水3戸、床下浸水12戸、道路欠壊154カ所、河川泥盤欠壊127カ所、橋流出2カ所、橋欠壊6カ所、崖くずれ3カ所、水道施設欠壊2カ所、水田冠水103ha、転作田110ha、一般畑 230ha																												
昭和62年4月27日	火災	旅館	損害額3,705万円、灯油による放火、けが人2名。																												
平成2年1月15, 16日	雪崩	スキー場	スキー場東側危険地帯にて、表層雪崩によりスキー客2名が死亡。																												
平成3年12月29日	雪崩	山岳	スキー登山中、山岳部員が雪崩に巻き込まれ死者1名。																												
平成4年1月19日	雪崩	スキー場	スキー場で中学生4名が雪崩に巻き込まれ2名が行方不明。																												
平成4年2月23,24日	雪崩	スキー場	スキー場立入禁止区域でスキー客2名が表層雪崩に巻き込まれ1名が行方不明。																												
平成4年6月3日	火災	原野	焼失面積 10,000 m ²																												
平成6年11月6日	火災	市街地	損害額2,299万円、木造2階建てコテージ全焼。																												
平成7年2月20日	雪崩	スキー場	雪崩多発地帯の立入禁止区域で表層雪崩により、スノーボード客1名が死亡。																												
平成8年2月26日	火災	市街地	作業所でストーブから出火、損害額 1,723万円。																												
平成9年5月5日	火災	原野	ゴミ焼き後の残り火より発火、焼失面積 750,000 m ² 。																												
平成9年6月24日	火災	宿泊所	電気コードの判断線により出火、全焼、損害額 2,711 万円。																												
平成10年1月21日	火災	店舗兼住宅	煙草の不始末より出火、損害額 35 万円																												
平成10年1月28,29日	雪崩	春の滝付近	スノーシューで散策中、ガイド2名とスノーボード客2名が雪崩に巻き込まれ1名が死亡。																												
平成10年5月6日	火災	休耕地外	枯草に火をつけ、監視を怠り延焼拡大、6,000 m ²																												
平成11年3月13日	雪崩	山岳	ニセコアンヌプリ北東尾根で雪崩発生し、2人が雪崩に巻き込まれ、1名死亡。																												
平成11年5月18日	火災	休耕地	野ネズミ退治のため、休耕地に火をつけたが風により枯草に燃え移った、2,664 m ² 。																												

年月日	種別	地域	被害状況
平成11年7月29日	豪雨	全域	豪雨のため、全町にわたり被害を受けた。 床下浸水1戸、道路/町道法面崩壊1か所、河川/真狩川反乱1か所、田畑被害/水稻冠水100a、畑土砂流入5a。
平成12年3月9日	火災	住宅	ストーブの異常延焼により輻射熱で延焼、損害額 69万円。
平成15年8月22日	火災	倉庫	倉庫から出火。原因不明、損害額 892万円。
平成15年9月13,14日	台風	全域	台風 14 号の強風のため、倒木による町道一時通行止、ビニールハウスのビニール破損被害を受けた。損害 3棟 1,950㎡、被害額 26万円。
平成15年9月26日	地震	全域	地震情報 発生時刻 午前4時 50 分頃 震源地 釧路沖（北緯 41.7 度、東経 144.2 度 襟裳岬沖の東南東 80km 付近）、震源の深さ 約 60km、地震規模 マグニチュード 8.0 二セコ町における地震状況 最大震度 4、被害なし
平成16年2月23日	暴風雪	全域	暴風雪のため、道道岩内洞爺線セブイレブン～アンヌプリ間で一般車両立ち往生との情報（11 時 20 分頃）があった。 16 時 20 分 暴風雪、大雪警報を解除され、17 時に国道 5 号の全線開通、主要道道岩内洞爺線二セコ大橋～昆布温泉区間を通行止め解除。
平成16年9月8日	台風	全域	台風18号の強風のため、全町にわたり被害を受けた。 ・人的被害 負傷者1名（骨折入院）。 ・住家被害 一般住宅（一部損壊28棟）、公営住宅（一部損壊多数）、非住宅（一部損壊：店舗等6棟、倉庫10棟、車庫6棟、牛舎4棟）、（全壊：車庫1棟、倉庫1棟） ・避難（自主避難7世帯15名で二セコ町公民館に避難） ・公共施設被害 一部損壊5棟、全壊（管理小屋）1棟、倒木（桜ヶ丘公園45本、曾我森林公園32本） ・文教施設被害 一部損壊4棟、全壊（バス停2棟）、休校（小学校3校、中学校、高校、幼稚園） ・電力・電話被害（停電191世帯、電話不通約50世帯）、簡易水道被害（福井地区簡易水道停電による浄水機器故障） ・道路被害 倒木による通行支障約45箇所、倒木による通行止め1箇所。 ・農業被害 水稻38.0ha、デントコーン15.6ha、スイートコーン10.0ha、トマト（ハウス）3.7ha、メロン1.6ha、ビニールハウス倒壊50棟など 被害額：1億6千万円 ・林業被害 道有林倒木等437.6ha、一般民有林倒木等 被害額：1億6千万円
平成18年2月8日	火災	倉庫	倉庫から出火全焼。煙突の排煙により加熱炭化 損害額45万円
平成20年4月23日	火災	原野	ごみ焼きの火が枯草に燃え広がった。847㎡
平成21年9月4日	火災	店舗兼住宅	ロースターの汁受けに溜まった油が加熱発火したもの。損害額72万円
平成21年10月17日	火災	プレハブ	プレハブ（乾燥室）より出火。原因不明。損害額168万円
平成 22 年 7 月 29 日	集中豪雨	全域	集中豪雨により、主に川北、近藤、福井地区の小麦 3ha、スイートコーン 13ha が倒壊した。 損害額 1,022 万円

年月日	種別	地域	被害状況
平成 23 年 1 月 1 日	雪崩	山岳	ニセコアンヌプリ鉱山の沢で、スキーヤー 1 名が雪崩により埋まり死亡。
平成 23 年 9 月 6 日	台風	全域	台風 12 号により、全町にわたり被害を受けた。 <ul style="list-style-type: none"> 衛生施設被害 5 水道施設 被害額：800 千円 土木被害 町河川 8 河川 被害額：1,491 千円、町道 15 路線 被害額：8,231 千円 農業被害 水稲 5.3ha、じゃがいもほか 13.1ha、用水路 6 箇所、管理用道路 2 箇所、法面土砂崩れ 1 箇所 被害額：57,431 千円 一部町道通行止めによるふれあいシャトルの折り返し運転 被害額：500 千円 西富地区住民の福井地区コミュニティセンターへの避難 11 世帯 27 人
平成 23 年 12 月 16 日	火災	住宅兼作業所	原因不明。全焼。損害額 386 千円
平成 24 年 2 月 22 日	火災	住宅・倉庫	石油ストーブに洗濯物が落下し着火。住宅全焼、住宅兼倉庫半焼 損害額 3,111 千円
平成 24 年 9 月 16 日	火災	事務所	原因不明。全焼。損害額 5,023 千円
平成 24 年 12 月 13 日	火災	住宅	バーナーの火が木材に着火し、床と壁の一部を焼損。損害額 465 千円
平成 25 年 1 月 21 日	火災	住宅	石油ストーブの放射熱が布団に着火し、内部を焼損。損害額 1,665 千円
平成 25 年 3 月 10 日	暴風雪	全域	暴風雪により、道道 66 号の字元町ニセコビュープラザから、留寿都村の国道 230 号までの間が一時通行止めとなったほか、管内の国道及び道道が通行止めとなった。
平成 25 年 4 月 7 日	風水害	全域	低気圧の接近に伴い風雨が強まり、水田用水路が雪等によりせき止められ、道道豊浦ニセコ線が一時冠水した。五色温泉付近の道道が通行止めとなり、宿泊客 20 名が一時足止め。
平成 26 年 1 月 16 日	雪崩	山岳	ニセコアンヌプリ鉱山の沢で雪崩が発生し、日本人 1 名、外国人 2 名が怪我をした。
平成 26 年 8 月 4 日 ～5 日	豪雨	全域	低気圧発達に伴う大雨警戒 <ul style="list-style-type: none"> 農業被害 スイートコーン 6.0ha、黒大豆 1.0ha、たまねぎ 0.6ha
平成 27 年 3 月 10 日	豪雨 融雪	全域	大雨による急速な融雪が発生、河川増水警戒 <ul style="list-style-type: none"> 土木被害 町道富川旧国道法面崩壊 復旧事業費 5,357 千円
平成 27 年 10 月 8 日 ～9 日	暴風	全域	低気圧停滞に伴う暴風警戒 <ul style="list-style-type: none"> ほぼ町内全域一時停電 建物被害 倉庫・納屋破損 10 棟以上 その他公共施設トタン剥離あり ダストボックス横転（個人車両破損） 町道、町有施設内で倒木多数発生 道道蘭越ニセコ倶知安線一部通行止め JR 長万部～倶知安間運転見合わせ
平成 28 年 1 月 31 日	火災	住宅	地下室の薪ストーブ円筒の異常過熱から、建物を全焼（人的被害なし）。損害額 3,495 千円
平成 28 年 2 月 29 日 ～3 月 1 日	暴風雪	全域	急速に発達した低気圧による影響 <ul style="list-style-type: none"> 農業被害 ビニールハウス破損 4 戸 周辺国道、道道及び町道一部通行止め ニセコバス（デマンド含む）、道南バス全面運休、JR 長万部～小樽間運転見合わせ 学校等休校（小学校 2 校、中学校、幼児センター短時間型、インターナショナルスクール）、ニセコ高校は、卒業式の開式時刻を

年月日	種別	地域	被害状況
			繰り下げ
平成 28 年 8 月 30 日 ～31 日	台風	全域	<p>台風 10 号による、全町にわたる暴風被害</p> <ul style="list-style-type: none"> ・農業被害 デントコーン 56ha、スイートコーン 47ha、大豆 74ha、小豆他 19ha の倒伏・身落被害 農業用倉庫 半壊 1 件、一部損壊 17 件 ハウス 全壊 1 件、一部損壊 6 件 農業用機械倉庫 全壊 1 件、一部損壊 2 件 牛舎 半壊 1 件、一部損壊 1 件 ・道の駅ニセコビュープラザ駐車場内の看板倒壊により個人車両破損（人的被害なし） ・町道、町有施設内で倒木多数発生 ・西部方面を除く地域で停電発生 市街地の一部、元町、羊蹄など東部方面は停電復旧まで長時間を要した。 ・停電に伴い下水道マンホールポンプ場他水道管理施設に障害 ・JR長万部～小樽間運休のため、ニセコ高校生に欠席者が生じた。 <p>公共分復旧事業費 2,156 千円</p>

資料：ニセコ町（平成 28 年 9 月末現在）

2章 ニセコ町で想定される地震による被害状況

1 地震の想定

「北海道耐震改修促進計画」では、「北海道地域防災計画（平成24年6月修正）」に基づき海域で発生する海溝型（プレート境界）地震と、陸域などで発生する内陸型（地殻内）地震に大別して30の地震を想定しています。

図 2-1 北海道地域防災計画による想定地震の位置

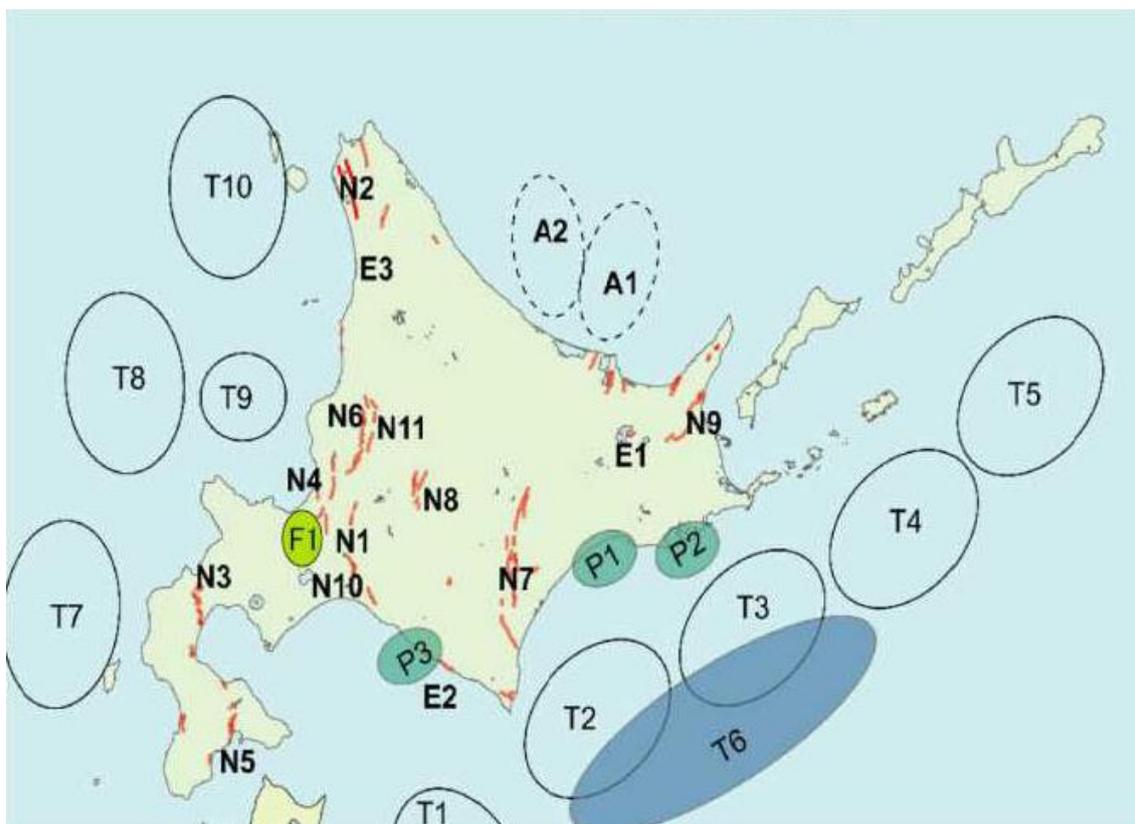


表 2-1 北海道地域防災計画による想定地震の概要

地震		マグニチュード	地震発生率*		
			10年以内	30年以内	50年以内
海溝型地震					
千島海溝/日本海溝					
T1	三陸沖北部	8.0	ほぼ0~2%	2~20%	50~60%
T2	十勝沖	8.1	ほぼ0~0.008%	2~6%	30~40%
T3	根室沖	7.9	10%程度	50%程度	80~90%
T4	色丹沖	7.8	10~20%	60%程度	80~90%
T5	択捉島沖	8.1	20%程度	60~70%	90%程度
T6	500年間隔地震	8.6			
日本海東縁部					
T7	北海道南西沖	7.8	ほぼ0%	ほぼ0%	ほぼ0%
T8	積丹半島沖	7.8			
T9	留萌沖	7.5			
T10	北海道北西沖	7.8	0.002~0.04%	0.006~0.1%	0.01~0.2%
プレート内					
P1	釧路直下	7.5			
P2	厚岸直下	7.2			
P3	日高西部	7.2			
内陸型地震					
活断層帯					
N1	石狩低地東縁主部 地震本部	7.9			
	石狩低地東縁主部 主部北側	7.5			
	石狩低地東縁主部 主部南側	7.2			
N2	サロベツ	7.6			
N3	黒松内低地	7.3			
N4	当別	7.0			
N5	函館平野西縁	7.0-7.5			
N6	増毛山地東縁	7.8			
N7	十勝平野 地震本部				
	十勝平野 主部	8.0			
	十勝平野 光地園	7.2			
N8	富良野 地震本部				
	富良野 西部	7.2			
	富良野 東部	7.2			
N9	標津	7.7以上			
N10	石狩低地東縁南部	7.7以上			
N11	沼田-砂川付近	7.5			
伏在断層					
F1	札幌市直下	6.7-7.5			
既往の内陸地震					
E1	弟子屈地域	6.5			
E2	浦川周辺	7.1			
E3	道北地域	6.5			
オホーツク海					
A1	網走沖	7.8			
A2	紋別沖(紋別構造線)	7.9			

※北海道地域防災計画に記載があるもののみ

2 地震動評価

(1) 地震動評価

「平成 26 年度地震被害想定調査結果（平成 28 年 3 月 北海道）」によると、想定地震における後志総合振興局管内の最大震度は以下のとおりです。北海道留萌沖、及び黒松内定地断層帯が震度階級で 7 となり最大となります。

表 2-2 想定地震における後志総合振興局管内の最大震度

想定地震		最大震度	震度階級
三陸沖北部	T1	5.5	6 弱
十勝沖	T2	5.3	5 強
北海道南西沖	T7	6.2	6 強
北海道留萌沖	T9	6.6-6.7	7
北海道北西沖	T10	4.8-5.3	5 弱-5 強
石狩低地東縁断層帯主部	N1	5.0-5.2	5 強
サロベツ断層帯	N2	-	-
黒松内低地断層帯	N3	6.2-6.7	7
当別断層	N4	5.7-5.8	6 弱
函館平野西縁断層帯	N5	4.6-4.7	5 弱
増毛山地東縁断層帯	N6	5.2-5.9	5 強-6 弱
十勝平野断層帯	N7	-	-
富良野断層帯	N8	5.0	5 強
石狩低地東縁断層帯南部	N10	4.8-5.5	5 弱-6 弱
沼田-砂川付近	N11	5.0-5.2	5 強
札幌市直下	F1	5.7-6.3	6 弱-6 強

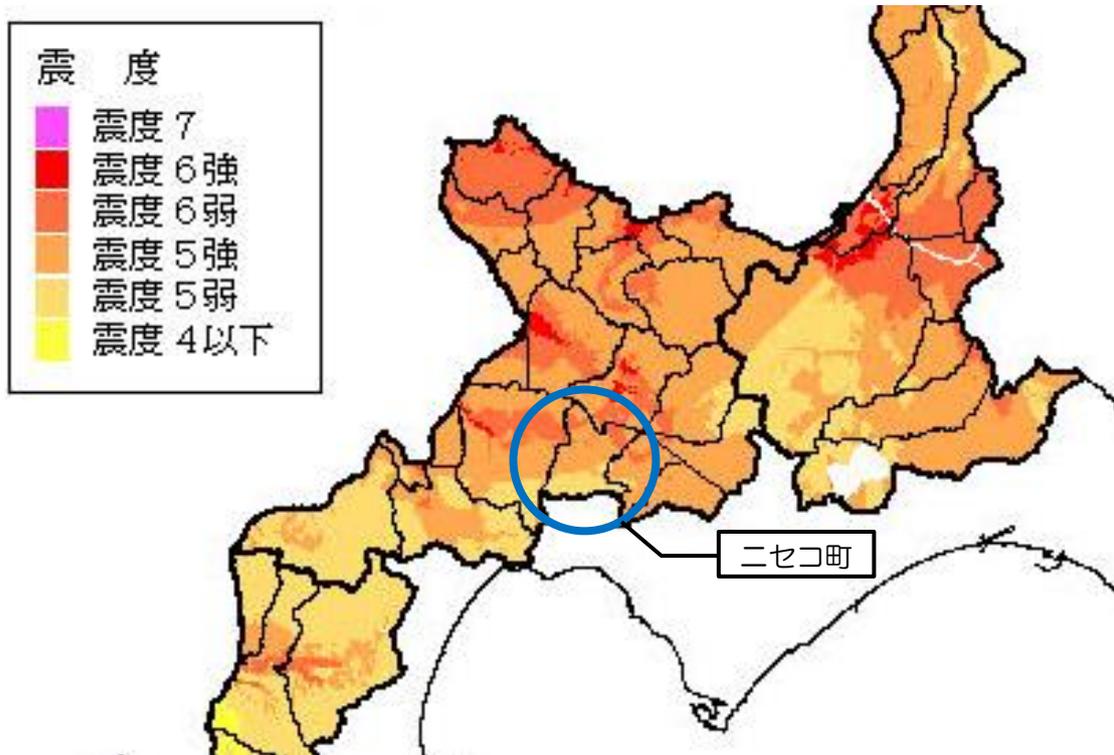
※想定地震の断層モデルが複数ある場合、最大震度・震度階級が複数となっている。

出典：平成 26 年度地震被害想定調査結果（平成 28 年 3 月 北海道）

(参考) 気象庁震度階級表

震度階級	計測震度	震度階級	計測震度
0	0.5 未満	5 弱	4.5 - 5.0 未満
1	0.5 - 1.5 未満	5 強	5.0 - 5.5 未満
2	1.5 - 2.5 未満	6 弱	5.5 - 6.0 未満
3	2.5 - 3.5 未満	6 強	6.0 - 6.5 未満
4	3.5 - 4.5 未満	7	6.5 以上

図 2-2 北海道留萌沖の震度分布（二セコ町周辺拡大）



想定地震における二セコ町内の平均震度・最大震度は次のとおりです。平均震度・最大震度が高い順に、北海道留萌沖の震度階級が平均震度 5 強、最大震度 6 弱、北海道南西沖の震度階級が平均震度 5 強、最大震度 5 強、黒松内定地断層帯沖の震度階級が平均震度 5 弱、最大震度 5 強となります。これらの震度分布について、21 ページ以降に示します。

表 2-3 想定地震における二セコ町内の平均震度・最大震度（最大震度階級4以上）

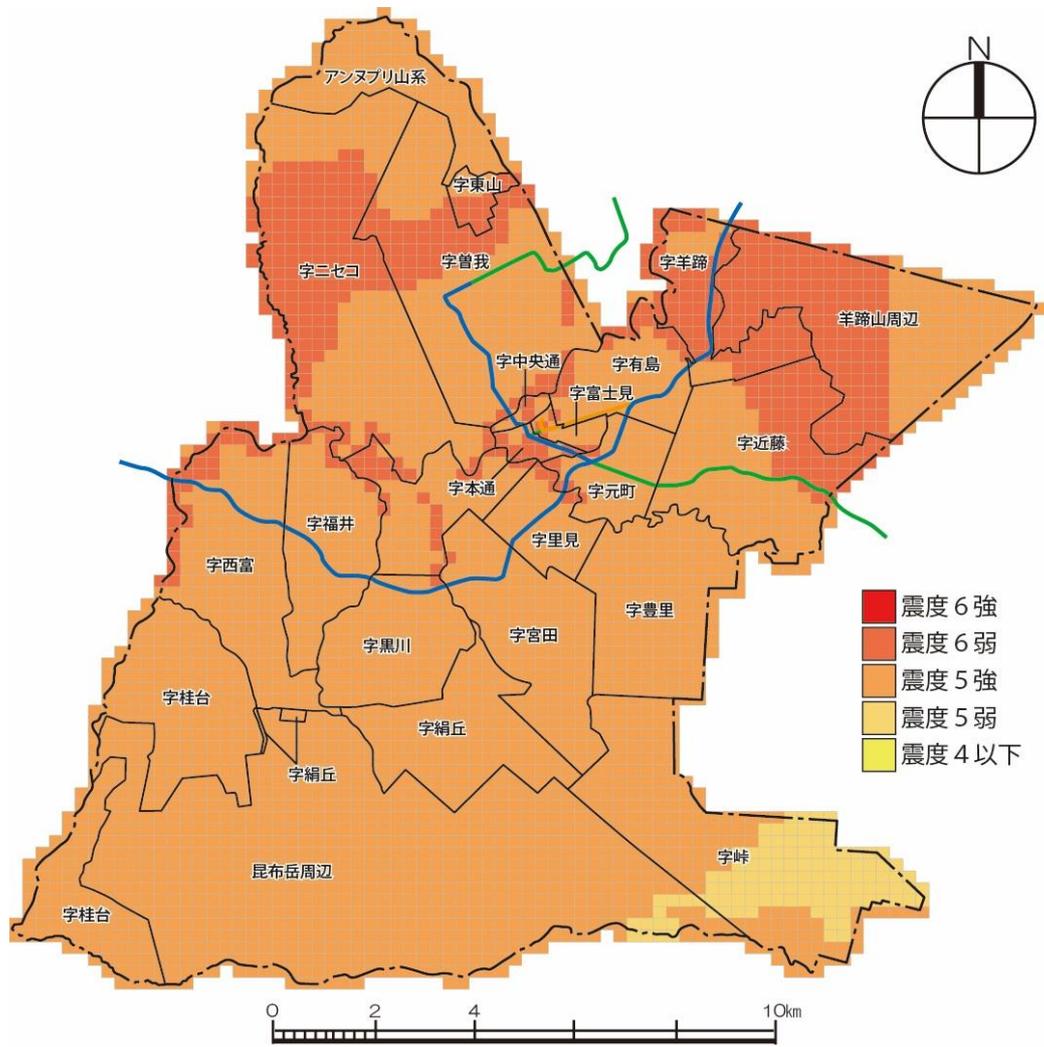
想定地震		モデル	平均震度 ^{※1}		最大震度 ^{※2}	
				震度階級		震度階級
三陸沖北部	T1		4.8	5弱	5.2	5強
十勝沖	T2		4.5	5弱	4.9	5弱
北海道南西沖	T7	No_2	5.1	5強	5.5	5強
北海道留萌沖	T9	N193No_1	5.3	5強	5.7	6弱
		N225No_2	5.3	5強	5.6	6弱
北海道北西沖	T10	No_2	4.2	4	4.6	5弱
		No_5	3.7	4	4.1	4
石狩低地東縁断層帯 主部	N1	(北) 深さ 7km30_1	4.1	4	4.6	5弱
		(北) 深さ 7km30_5	3.9	4	4.4	4
		(北) 深さ 7km45_1	4.2	4	4.6	5弱
		(北) 深さ 3km30_2	4.3	4	4.8	5弱
		(北) 深さ 3km45_2	4.4	4	4.8	5弱
		(北) 深さ 3km45_3	4.0	4	4.5	5弱
		(北) 深さ 3km45_5	3.9	4	4.4	4
		(南) 深さ 3km45_2	4.0	4	4.5	4
		(南) 深さ 3km45_5	4.0	4	4.4	4
黒松内低地断層帯	N3	30_5	4.8	5弱	5.2	5強
		45_3	4.8	5弱	5.1	5強
		45_4	4.7	5弱	5.1	5強
当別断層	N4	30_2	3.9	4	4.4	4
		30_5	3.9	4	4.4	4
函館平野西縁断層帯	N5	45_2	3.8	4	4.2	4
		45_3	3.8	4	4.1	4
増毛山地東縁断層帯	N6	30_2	3.7	4	4.2	4
		45_1	4.4	4	4.8	5弱
		45_2	3.7	4	4.2	4
		45_3	4.5	4	4.9	5弱
		45_4	4.1	4	4.6	5弱
富良野断層帯	N8	45_5	4.6	5弱	5.0	5強
		30_2	3.4	3	3.9	4
		30_5	3.7	4	4.2	4
		45_3	3.7	4	4.2	4
		石狩低地東縁断層帯 南部	N10	深さ 7km30_5	4.5	4
深さ 3km30_2	3.9	4		4.4	4	
深さ 3km30_3	4.5	5弱		5.0	5弱	
深さ 3km30_5	4.5	5弱		5.0	5弱	
沼田-砂川付近	N11	30_3	3.7	4	4.2	4
		30_4	3.9	4	4.3	4
		45_1	3.9	4	4.3	4
		45_2	3.9	4	4.4	4
		45_3	3.7	4	4.2	4
		45_4	3.9	4	4.4	4
札幌市直下	F1	西札幌背斜	3.7	4	4.2	4
		月寒背斜	4.3	4	4.8	5弱
		野幌丘陵 45_1	4.4	4	4.8	5弱

※1 町内を250mメッシュに分割し、メッシュ毎に計算された震度の平均値

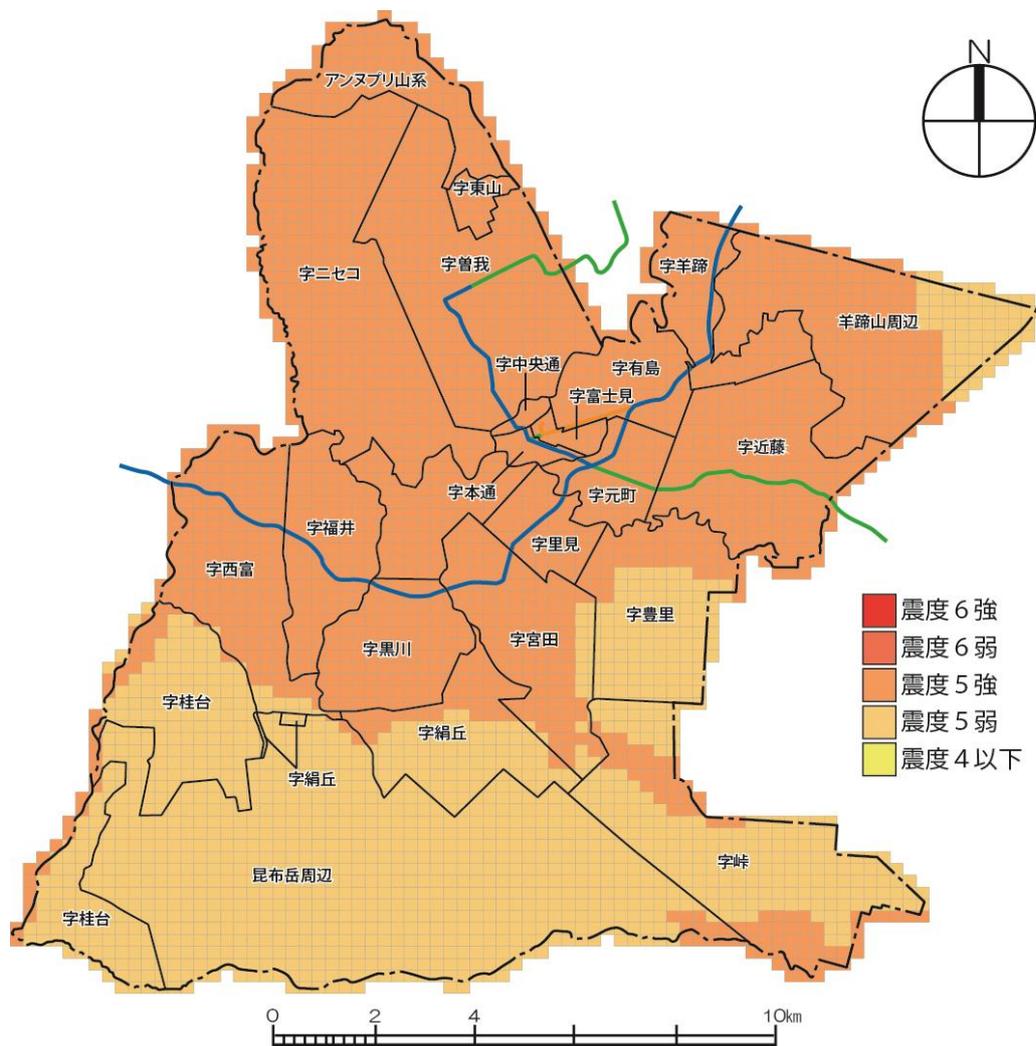
※2 町内を250mメッシュに分割し、メッシュ毎に計算された震度の最大値

(2) 震度分布

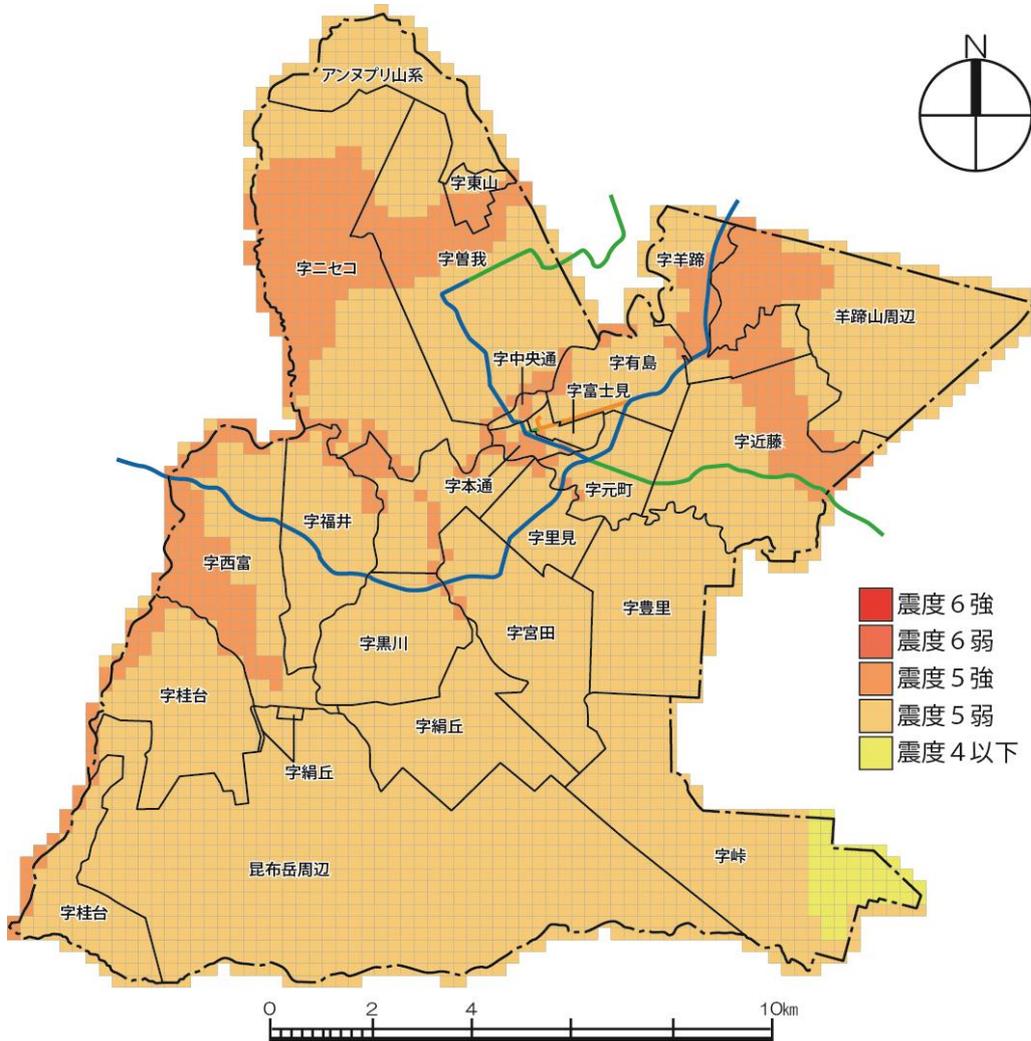
a. 北海道留萌沖 (N193No_1)



b. 北海道南西沖 (No_2)



c. 黒松内低地断層帯 (30_5)



3 建物被害評価

(1) 震度と全半壊の関係

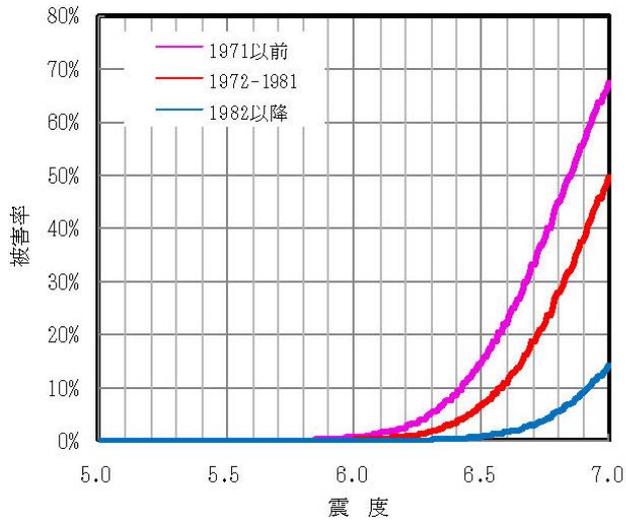
「平成 26 年度地震被害想定調査結果（平成 28 年 3 月 北海道）」においては、地震の計測震度と構造別・建築年別の建物被害の想定を以下のとおりとしています。木造建物においては、ニセコ町のように多雪区域の場合、積雪時においては積雪荷重を考慮しています。

昭和 55 年以前（旧耐震基準）で建てられた建築物は、昭和 56 年以降（新耐震基準）に建てられた建築物に比べて全壊率・全半壊率が高く、例えば木造建物（冬以外）で計測震度が 6.7（震度 7）の場合に、昭和 56 年以降（新耐震基準）は約 1 割が全半壊、昭和 47～56 年以前の建物（旧耐震基準）は約 4 割が全半壊すると想定しています。

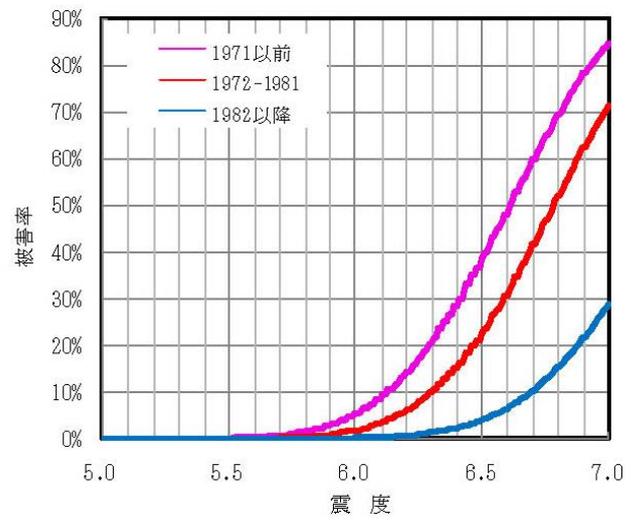
参考：昭和 56 年以前と昭和 57 年以降の区分について（耐震基準について）

現在の耐震基準の原型は昭和 56 年 6 月 1 日に施行された改正建築基準法によるもので、それ以前の耐震基準が「旧耐震基準」、それ以降は「新耐震基準」と呼ばれています。

図 2-3 震度と構造別全半壊率との関係
【木造（冬以外）】

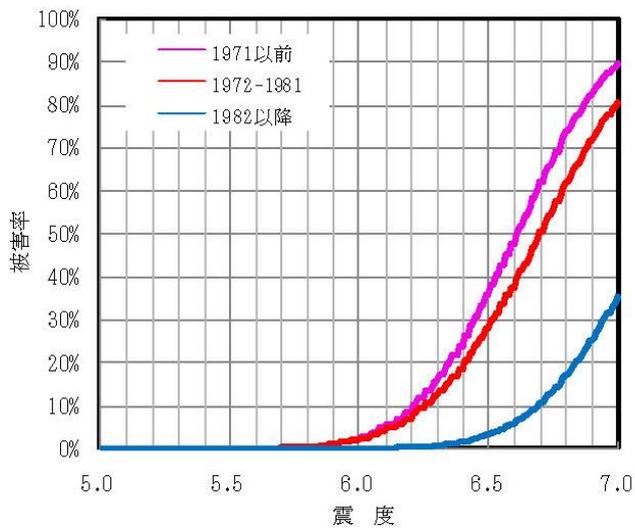


震度と木造全壊率との関係

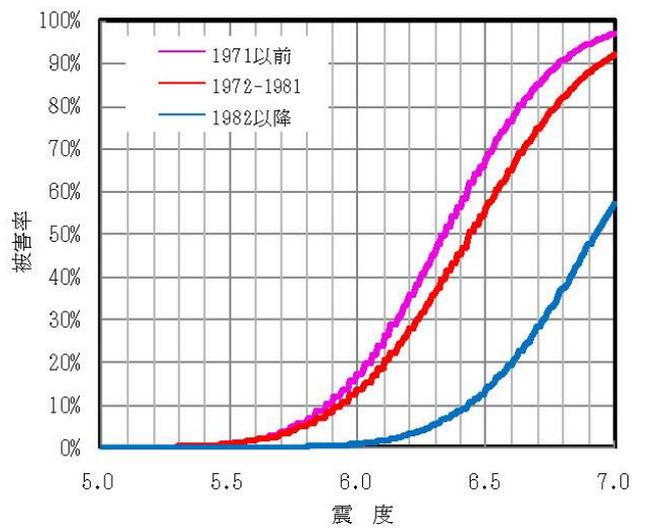


震度と木造全半壊率との関係

【木造（冬）】

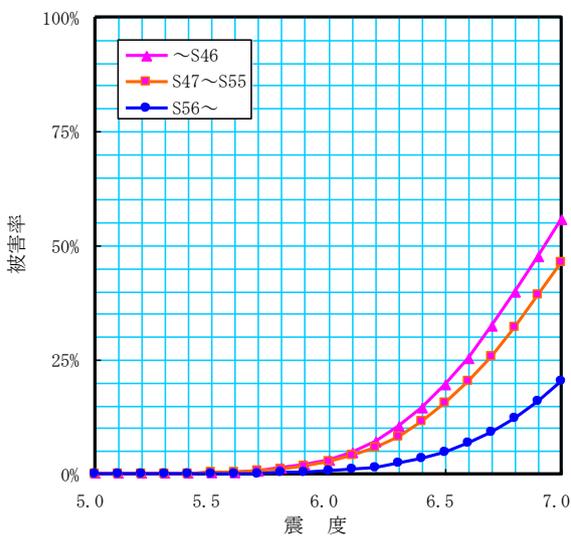


震度と木造全壊率との関係

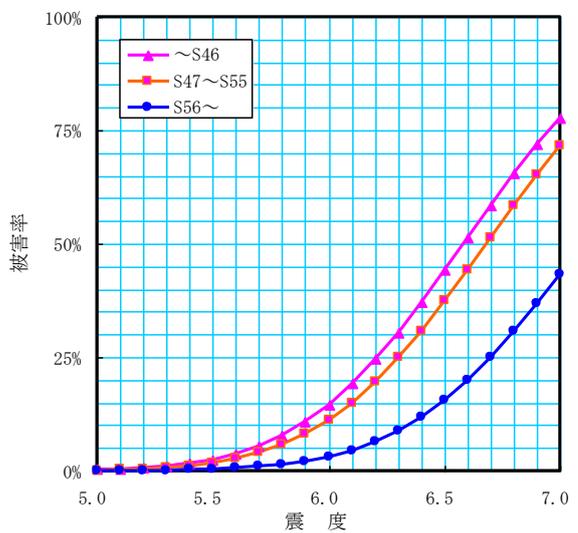


震度と木造全半壊率との関係

【非木造】



震度と非木造全壊率との関係



震度と非木造全半壊率との関係

(2) 想定地震による後志総合振興局内の被害の想定

「平成 26 年度地震被害想定調査結果（平成 28 年 3 月 北海道）」によると、後志総合振興局管内で想定地震において人的被害（死者数）が最大となる地震は北海道留萌沖で死者 35 人、重軽傷者 607 人、また建物被害（揺れに起因）は全壊 637 棟（建物全体の 0.5%）、全半壊 3,798 棟（3.2%）です。

表 2-4 人的被害が最大となる地震に係る被害想定

想定地震	最大震度	人的被害			建物被害（揺れに起因）		
		総人口	死者数	重軽傷者数	総棟数	全壊棟数 (全壊割合)	全半壊棟数 (全半壊割合)
北海道留萌沖 [T9]	7	224,190	35	607	118,838	637 (0.5%)	3,798 (3.2%)

出典 平成 26 年度地震被害想定調査結果（平成 28 年 3 月 北海道）

3章 住宅・建築物の耐震化に係る目標

1 住宅・建築物の耐震化の現状

(1) 住宅の耐震化の現状

住宅の耐震化の現状は、「北海道耐震改修促進計画」の考え方をもとに推計します。同計画では、昭和 57 年以降に建設された住宅は耐震性を有しているものとし、さらに昭和 56 年以前の建設であっても、耐震診断の結果から一定程度は耐震性を有するものとして耐震化率を推計しています。

ニセコ町では、昭和 57 年以降建設が 1,623 棟、2,299 戸、昭和 56 年以前建設が 790 棟、852 戸となっています。

昭和 56 年以前建設の 852 戸のうち、専用住宅等にあつては耐震性を有するものを 12%、共同住宅等にあつては 89%、(前回計画同様)と想定すると、それぞれ約 91 戸、約 81 戸となります。さらに耐震改修を実施したものを 2% (前回計画同様)とすると 17 戸となります。その結果、耐震性を有するものは約 2,488 戸 (2,299+172+17 戸)、耐震性が不十分なものは約 663 戸、住宅の耐震化率は 79.0%と推計されます。

平成 19 年度に策定された本計画では、平成 27 年度までに住宅の耐震化率を 90%とすることを目標としていました。計画当初の耐震化率は 73%から平成 28 年度まで約 6 ポイント上昇しています。

表 3-1 町内住宅の耐震化の現状* (平成 28 年度)

(単位：戸)

	総数 a+b	S57~ a	~S56 b			耐震性 満たす a+c+d	耐震化率 (a+c+d) /(a+b)	
			耐震性 あり c	耐震改修 実施 d	耐震性 不十分			
専用住宅等	2,299	1,538	761	91	15	655	1,644	71.5%
共同住宅等	852	761	91	81	2	8	844	99.0%
合計	3,151	2,299	852	172	17	663	2,488	79.0%

資料：ニセコ町家屋台帳、ニセコ町町有施設一覧

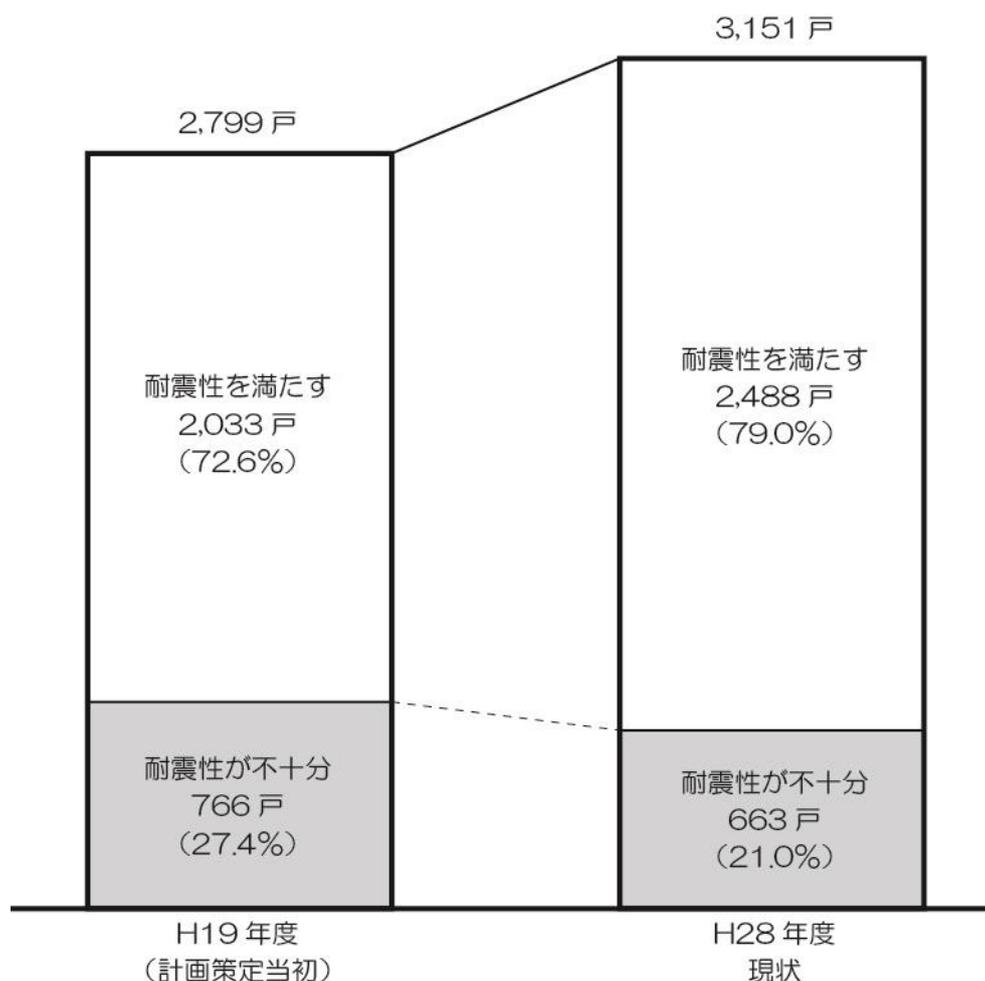
表 3-2 町内住宅の建設年別棟数、戸数

		棟数			戸数		
		昭和56 以前	昭和57 以降	計	昭和56 以前	昭和57 以降	計
民間所有	専用住宅・併用住宅	751 33.0%	1,528 67.0%	2,279 100.0%	751 33.0%	1,528 67.0%	2,279 100.0%
	長屋・共同住宅	3 8.1%	34 91.9%	37 100.0%	25 6.2%	378 93.8%	403 100.0%
	小計	754 32.6%	1,562 67.4%	2,316 100.0%	776 28.9%	1,906 71.1%	2,682 100.0%
公共所有	戸建て	10 50.0%	10 50.0%	20 100.0%	10 50.0%	10 50.0%	20 100.0%
	長屋・共同住宅	26 33.8%	51 66.2%	77 100.0%	66 14.7%	383 85.3%	449 100.0%
	小計	36 37.1%	61 62.9%	97 100.0%	76 16.2%	393 83.8%	469 100.0%
合計	専用住宅・併用住宅 ・戸建て	761 33.1%	1,538 66.9%	2,299 100.0%	761 33.1%	1,538 66.9%	2,299 100.0%
	長屋・共同住宅	29 25.4%	85 74.6%	114 100.0%	91 10.7%	761 89.3%	852 100.0%
	合計	790 32.7%	1,623 67.3%	2,413 100.0%	852 27.0%	2,299 73.0%	3,151 100.0%

図 3-1 耐震性を有する住宅推計

住宅総数 3,151戸 (100%)	昭和57年以降 2,299戸 (73.0%)	前回計画を基に推計	耐震性を満たす 2,488戸 (79.0%)
	昭和56年以前 852戸 (27.0%)		改修(17戸) 耐震性が不十分 663戸 (21.0%)
ニセコ町家屋データ		推計値	

図 3-2 住宅の耐震化状況の推移



参考：昭和 56 年以前と昭和 57 年以降の区分について（新耐震基準について）

地震に耐えられる建物をどのように建てるのかは、法律などで定められ、それらをまとめて「耐震基準」と呼んでいます。現在の耐震基準は 1981 年（昭和 56 年）にできたもので、それまでのものと区別するために「新耐震基準」と呼ばれています。現在、すべての建物はこの基準に沿って建てられています。

「新耐震基準」の目的は、中程度（震度 5 程度）の地震の際には建物が壊れないようにすること、強い地震（震度 6 程度）の際には建物の倒壊を防ぎ、中にいる人の安全を確保できるようにすることです。この基準を満たしていれば、阪神大震災級の地震でも、建物そのものは倒壊することはありません。ただし、建物は大丈夫でも、揺れの大きさによっては、家具などの倒壊による生命の危険が考えられます。

本計画では、この「新耐震基準」に沿って建てられた昭和 57 年以降の建築物は、耐震性を有するものとし、昭和 56 年以前と 57 年以降を区分しています。

(2) 多数の者が利用する建築物の耐震化の現状

a. 特定建築物の範囲

特定建築物は、耐震改修促進法第 14 条の第 1 号から 3 号までに以下のように分類されています。

表 3-3 特定建築物の範囲

区分	内容
多数の者が利用する建築物 (以下、多数利用建築物)	学校、体育館、病院、劇場、観覧場、集会場、展示場、百貨店、事務所、老人ホームその他多数の者が利用する建築物で政令で定めるものであって政令で定める規模以上のもの
危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物 (以下、危険物貯蔵等建築物)	火薬類、石油類その他政令で定める危険物であって政令で定める数量以上のものの貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物
地震時に通行を確保すべき沿道建築物 (以下、避難路沿道建築物)	地震によって倒壊した場合においてその敷地に接する道路の通行を妨げ、多数の者の円滑な避難を困難とするおそれがあるものとして政令で定める建築物であって、その敷地が都道府県耐震改修促進計画に記載された道路に接するもの

表 3-4 多数利用建築物となる要件

用途	多数利用建築物 (法第 14 条)
学校	小学校、中学校、中等教育学校の前期課程、特別支援学校
	上記以外の学校
体育館 (一般公共の用に供されるもの)	階数 1 以上かつ 1,000 m ² 以上
ボート場、スケート場、水泳場その他これらに類する運動施設	階数 3 以上かつ 1,000 m ² 以上
病院、診療所	
劇場、観覧場、映画館、演芸場	
集会所、公会堂	
展示場	
卸売市場	
百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗	
ホテル、旅館	
賃貸住宅 (共同住宅に限る。)、寄宿舎、下宿	
事務所	
老人ホーム、老人短期入所施設、身体障害者福祉ホームその他これらに類するもの	階数 2 以上かつ 1,000 m ² 以上
老人福祉センター、児童厚生施設、身体障害者福祉センターその他これらに類するもの	
幼稚園、幼保連携型認定こども園、保育所	階数 2 以上かつ 500 m ² 以上
博物館、美術館、図書館	階数 3 以上かつ 1,000 m ² 以上
遊技場	
公衆浴場	
飲食店、キャバレー、料理店、ナイトクラブ、ダンスホールその他これに類するもの	
理髪店、質屋、貸衣装屋、銀行その他これらに類するサービス業を営む店舗	
工場 (危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物を除く)	
車両の停車場又は船舶若しくは航空機の発着場を構成する建築物で、旅客の乗降又は待合いの用に供するもの	
自動車車庫その他の自動車又は自転車の停留又は駐車のための施設	
保健所、税務署その他これらに類する公益上必要な建築物	

表 3-5 危険物貯蔵等建築物の要件

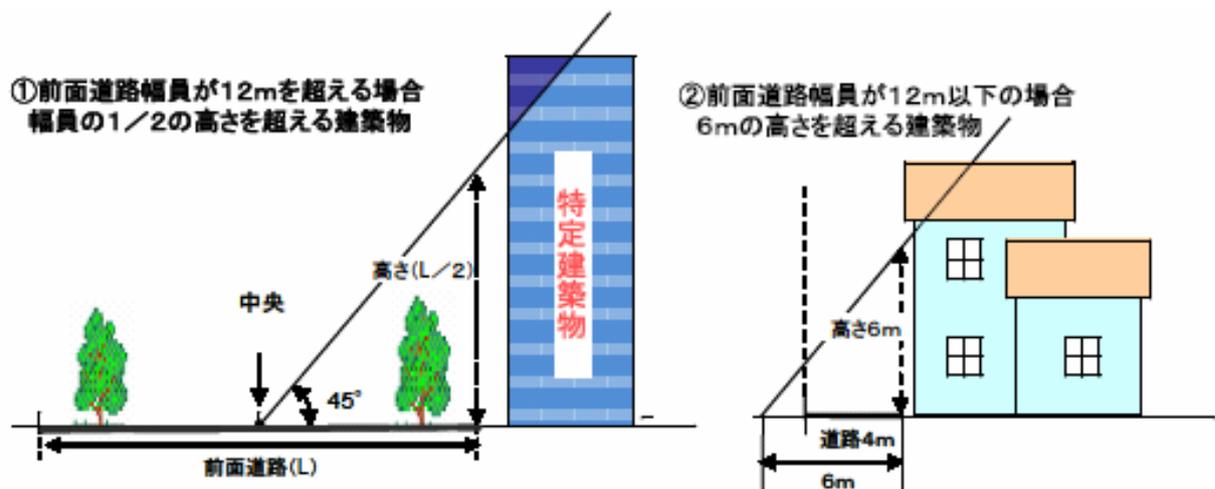
危険物の種類	危険物の数量
① 火薬類（法律で規定）	
イ 火薬	10 t
ロ 爆薬	5 t
ハ 工業雷管若しくは電気雷管又は信号雷管	50万個
ニ 銃用雷管	500万個
ホ 実包若しくは空包、信管若しくは火管又は電気導火線	5万個
ヘ 導爆線又は導火線	500km
ト 信号炎管若しくは信号火箭又は煙火	2 t
チ その他火薬を使用した火工品	10 t
その他爆薬を使用した火工品	5 t
② 消防法第2条第7項に規定する危険物	危険物の規制に関する政令別表第三（次ページ参照）の指定数量の欄に定める数量の10倍の数量
③ 危険物の規制に関する政令別表第4備考第6号に規定する可燃性固体類	可燃性固体類30 t
④ 危険物の規制に関する政令別表第4備考第8号に規定する可燃性液体類	可燃性液体類20m ³
⑤ マッチ	300マッチトン*
⑥ 可燃性のガス（⑦及び⑧を除く）	2万m ³
⑦ 圧縮ガス	20万m ³
⑧ 液化ガス	2,000 t
⑨ 毒物及び劇薬取締法第2条第1項に規定する毒物（液体又は気体のものに限る）	20 t
⑩ 毒物及び劇薬取締法第2条第2項に規定する劇物（液体又は気体のものに限る）	200 t

*マッチトン：マッチの計量単位で、1マッチトンは、並型マッチ（56×36×17mm）で7,200個

避難路沿道建築物は、その高さが、当該部分から前面道路の境界線までの水平距離に、当該前面道路の幅員に応じ、それぞれ定める距離を加えたものを超える建築物としています。

- ・幅員12m以下の場合 6m+前面道路までの水平距離
- ・幅員12mを超える場合 前面道路の幅員の2分の1に相当する距離+前面道路までの水平距離

図 3-3 避難路沿道建築物となる建築物高さの考え方



b. 耐震化の現状

耐震改修促進法に規定する特定建築物は 30 棟あり、昭和 56 年以前建設が 6 棟、20%、昭和 57 年以降建設が 24 棟、80%となっています。これらは全て多数利用建築物（耐震改修促進法第 14 条第 1 項に規定する建築物）であり、危険物貯蔵等建築物、避難路沿道建築物はありません。

また、多数利用建築物 30 棟のうち、公共建築物は 18 棟、60%を占めています。用途としては、庁舎、体育館、学校、公営住宅があります。民間建築物は 12 棟、40%で、用途は旅館・ホテルです。

昭和 56 年以前の建築物のうち体育館、学校の 2 棟については、耐震改修により耐震性を確保しており、多数利用建築物の耐震化率は 86.7%となっています。

平成 19 年度に策定された本計画では、平成 27 年度までに多数利用建築物の耐震化率を 90%とすることを目標としていました。耐震化率は平成 19 年度（計画当初）の 80%から平成 28 年度まで約 7 ポイントしています。

表 3-6 町内の特定建築物

	総数	S56 年以前建設	S57 年以降建設
多数利用建築物	30	6	24
うち公共建築物	18	3	15
うち民間建築物	12	3	9
危険物貯蔵等建築物	0	0	0
避難路沿道建築物	0	0	0
合計	30	6	24

表 3-7 多数利用建築物の耐震化状況

総数 a	S57 以降 建設棟数 b	S56 以前建設棟数			耐震化率 (b+d+e)/a
		耐震診断実 施棟数 c	耐震性が確認 された棟数 d	耐震改修実 施棟数 e	
30	24	6	0	2	86.7%

図 3-4 多数利用建築物の耐震化状況の推移

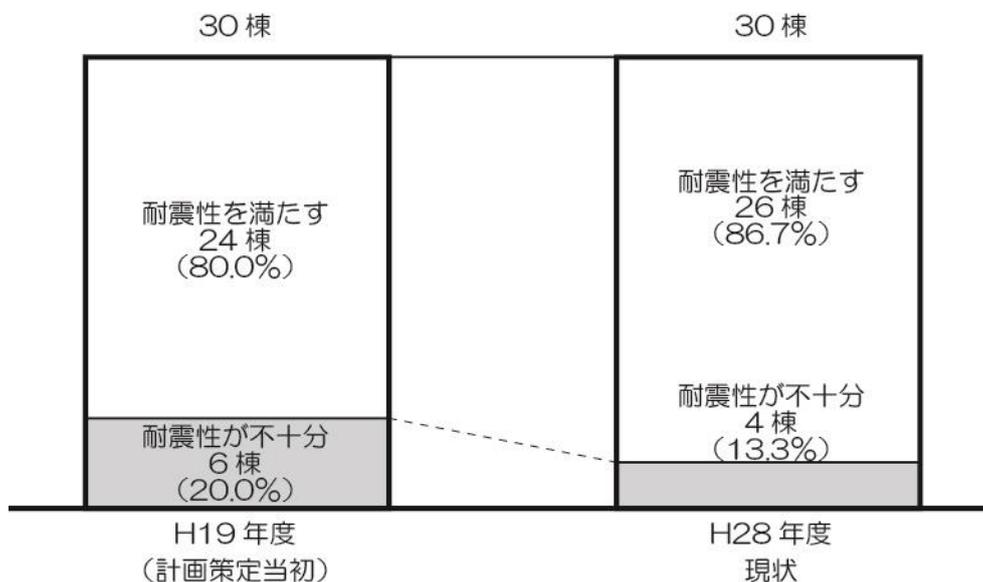


表 3-8 多数利用建築物のうち公共建築物一覧

	用途	名称	面積合計 m ²	階数	所在 字	建築完成年	備考
S56 以前	庁舎	庁舎	1,309	3	富士見	昭和42年	
	学校	ニセコ小学校	4,468	3	富士見	昭和57年	耐震改修済 (H22)
	その他	総合体育館	2,575	2	富士見	昭和55年	耐震改修済 (H24)
S57 以降	学校	ニセコ高校(校舎)	3,982	3	富士見	平成3年	
		ニセコ中学校	4,011	3	富士見	平成17年	
		近藤小学校	1,208	2	近藤	平成4年	
	公営住宅	コーポ有島A棟	1,078	4	有島	平成2年	1棟24戸
		コーポ有島B棟	1,078	4	有島	平成2年	1棟24戸
		中央団地(駅前西棟)	1,186	4	中央通	平成2年	1棟12戸
		中央団地(駅前東棟)	1,207	4	中央通	平成2年	1棟12戸
		望羊団地A棟	1,171	4	有島	平成4年	1棟12戸
		望羊団地B棟	1,171	4	有島	平成5年	1棟12戸
		望羊団地E棟	1,222	4	有島	平成5年	1棟12戸
		望羊団地F棟	1,279	4	有島	平成6年	1棟12戸
		本通A団地2号棟	1,803	3	本通	平成13年	2棟16戸
		本通A団地3号棟	1,803	3	本通	平成14年	2棟16戸

表 3-9 多数利用建築物のうち民間建築物一覧

	用途	名称	面積合計 m ²	階数	所在字	建築年	備考
S56 以前	ホテル	ニセコグランドホテル	5,296.48*	B1、7F	字ニセコ	昭和42年	
	旅館・ホテル	いこいの湯宿いろは	5,519.96*	B1、3F	字ニセコ	昭和56年	
	ホテル	五色の里ニセコ山の家	2,395.71	B1、3F	字ニセコ	昭和49年	休業中
S57 以降	旅館	モイワロッジニセコ	1,033.30	B1、4F	字ニセコ	昭和57年	
	ホテル	ニセコノーザンリゾート・アンスプリ	11,300.55	B1、3F	字ニセコ	昭和60年	
	ホテル	ONE NISEKO RESORT TOWERS	11,797.37	B1、11F	字ニセコ	平成3年	
	旅館・ホテル	ホテル甘露の森	11,790.92	B1、4F	字ニセコ	昭和59年	
	ホテル	鶴雅別荘 奎の抄	4,397.04	B1、4F	字ニセコ	平成4年	
	保養所	サンエースホールディング(株)	1,339.73	B1、3F	字東山	平成3年	
	従業員宿舎	ニセコピレッジ(株)	1,856.32	3F	字曾我	平成6年	
	ホテル	ヒルトンニセコピレッジ	36,367.29	B1、16F	字曾我	平成6年	
ホテル	ザ・グリーンソーフ・ニセコピレッジ	8,010.97	B1、5F	字東山	昭和57年		

※S56年度以降の増築によるため、耐震改修促進法に定める耐震診断義務付け建築物の対象外

2 住宅・建築物の耐震化目標

(1) 耐震化率目標

国の基本方針においては、平成 32 年度までに住宅及び多数利用建築物の耐震化率を少なくとも 95%にすることを目標としています。

道の耐震改修促進計画においても、国と同様に平成 32 年度までに住宅及び多数利用建築物の耐震化率を少なくとも 95%にすることを目標としています。道内における住宅及び多数利用建築物が 95%になることにより、想定地震に基づく全壊棟数は約 66%*、全半壊棟数は約 61%*減少すると推計されています。

ニセコ町においても、国や道計画との整合性を図り、平成 32 年度における住宅及び多数利用建築物の目標耐震化率は 95%と定め、より一層の耐震化の促進に取り組みます。

※6 振興局平均：渡島・胆振・日高・十勝・釧路・根室（北海道耐震改修促進計画より）

図 3-5 耐震化率目標の考え方

		[計画当初]	[現況]	[H32耐震化率目標]
国	住宅	75%	82% (H25)	95%
	多数利用建築物	75%	85% (H25)	95%
道	住宅	76%	87% (H27)	95%
	多数利用建築物	78%	93% (H27)	95%
ニセコ町	住宅	73%	79% (H28)	95%
	多数利用建築物	80%	87% (H28)	95%

(2) 住宅における必要耐震改修戸数

平成 28 年度から平成 32 年度にかけての住宅総数は、これまでの新築・除却傾向を踏まえて設定します。

除却する住宅は全て昭和 56 年の住宅のうち、耐震性を持たないものと想定し、平成 29～32 年度の4年間で 44 戸※1 減少するものとします。

昭和 57 年以降の住宅は平成 32 年までに除却しないものとし、新たに4年間で 200 戸※2 増加するものとします。

以上から平成 32 年度の住宅数は 3,307 戸と設定します。

将来戸数 3,307 戸のうち、95%が耐震性を有するためには、3,142 戸 (3,307 戸 × 0.95) 以上の住宅が耐震性を有する必要があります。

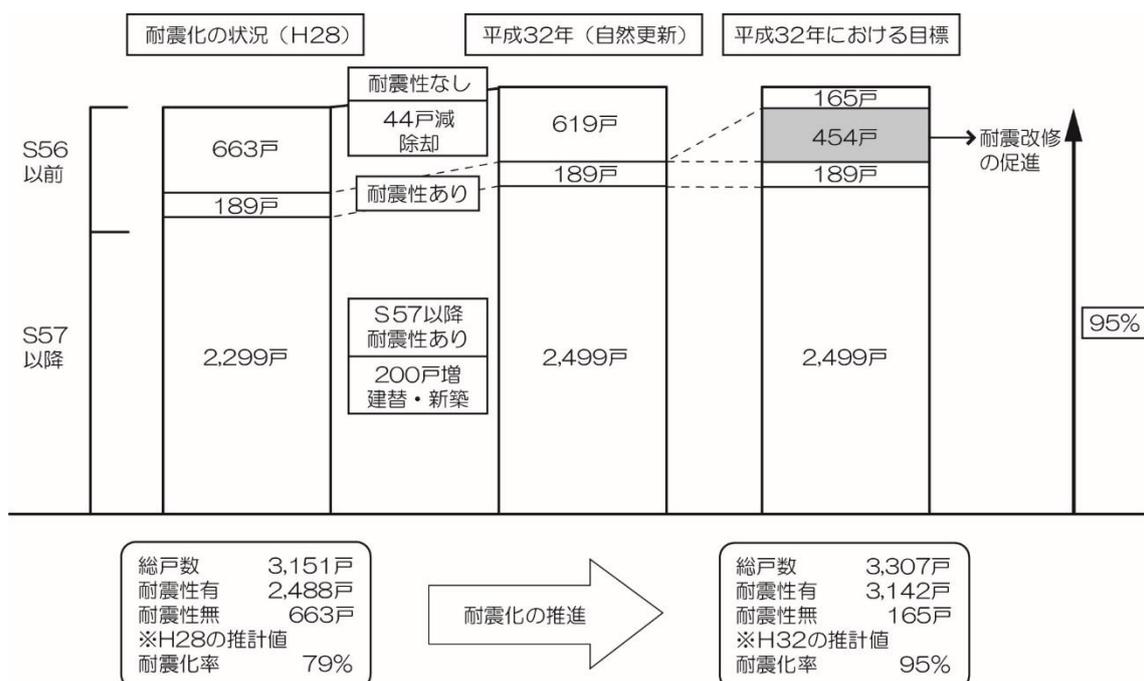
よって、平成 32 年までの4年間で 454 戸 (年間約 114 戸) 以上の耐震改修が必要となります (3,142 戸 - 2,499 戸 - (172 + 17) 戸 = 454 戸)。

表 3-10 住宅の必要耐震改修戸数

	H28 年度	4 年間の増減	H32 年度 (自然更新)	耐震化 必要戸数	H32 年度 (目標)
S56 以前建設	852	-44	808		808
耐震性有り	172		172		172
耐震性改修実施	17		17	454	471
耐震性不十分	663	-44	619	-454	165
S57 以降建設	2,299	200	2,499		2,499
合計	3,151	156	3,307		3,307
耐震性満たす	2,488		2,688		3,142
耐震化率	79%		81%		95%

※1 住宅除却数平均が 11 戸/年 (後述) であることを勘案して4年で 44 戸減失したと設定。

※2 住宅新設数平均が 50 戸/年 (後述) であることを勘案して4年で 200 戸増加したと設定。



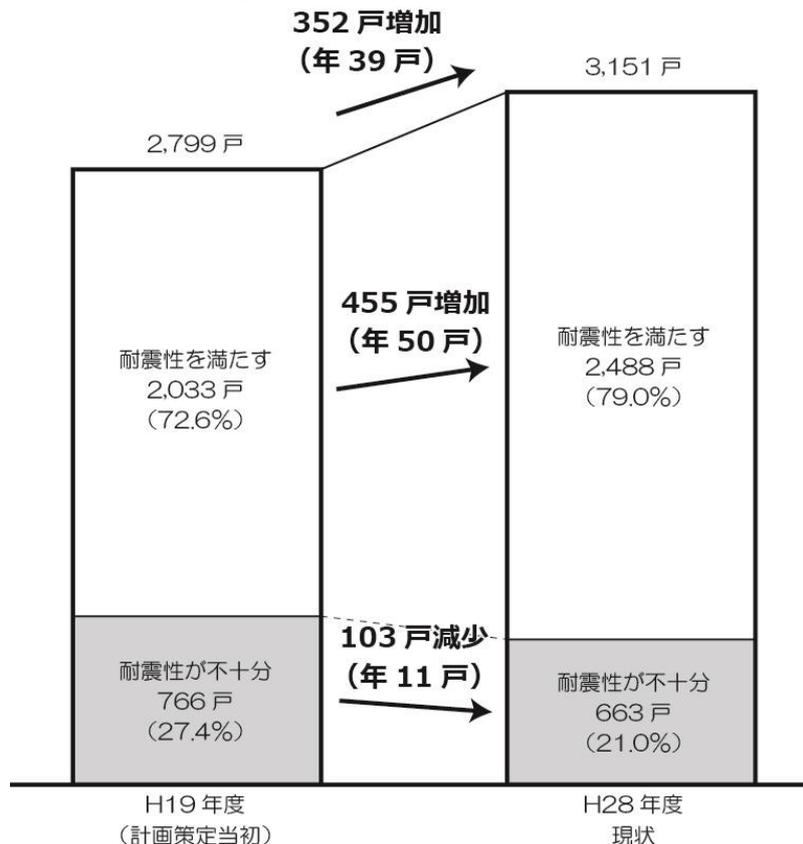
【図の解説】

- S57以降の住宅は平成32年までに滅失しないものとし、新設住宅が年間50戸×4年＝200戸増加するものとし、2,299戸＋200戸＝2,499戸
- 平成28年度時点でS56以前の住宅のうち耐震性ありとされる172戸及び耐震改修実施済みである17戸、合わせて189戸は平成32年までに滅失しないものとし、
- 平成32年までに除却される住宅は全て耐震性が不十分な住宅であるものとし、年間11戸×4年＝44戸減少するものとし、663戸－44戸＝619戸
- 将来戸数2,789戸のうち、95%が耐震性を有するとするには、2,789戸×0.95＝2,650戸が耐震性を有する必要があります。
- よって、3,307戸－2,499戸－172戸＝454戸が、耐震改修により耐震性を有する必要があります。

参考：新設・除却住宅数の設定

- ニセコ町の住宅数は平成19年度の2,799戸から平成28年度では3,151戸となっており、(29ページ、図3-2参照)9年間で住宅数は352戸(年間平均約39戸)増加しています。
- 同様に、耐震性を満たす住宅数は9年間で455戸(年間平均約50戸)増加、耐震性が不十分な住宅数は9年間で103戸(年間平均約11戸)減少しています。
- 耐震性を満たす住宅の増加は全て新設(建替えを含む)によるもの、耐震性が不十分な住宅は全て建替えに伴う除却であると想定します。
- 以上から、新設住宅数は年間平均約50戸、除却住宅数は年間平均約11戸と想定します。

表 3-11 住宅数の推移(再掲)

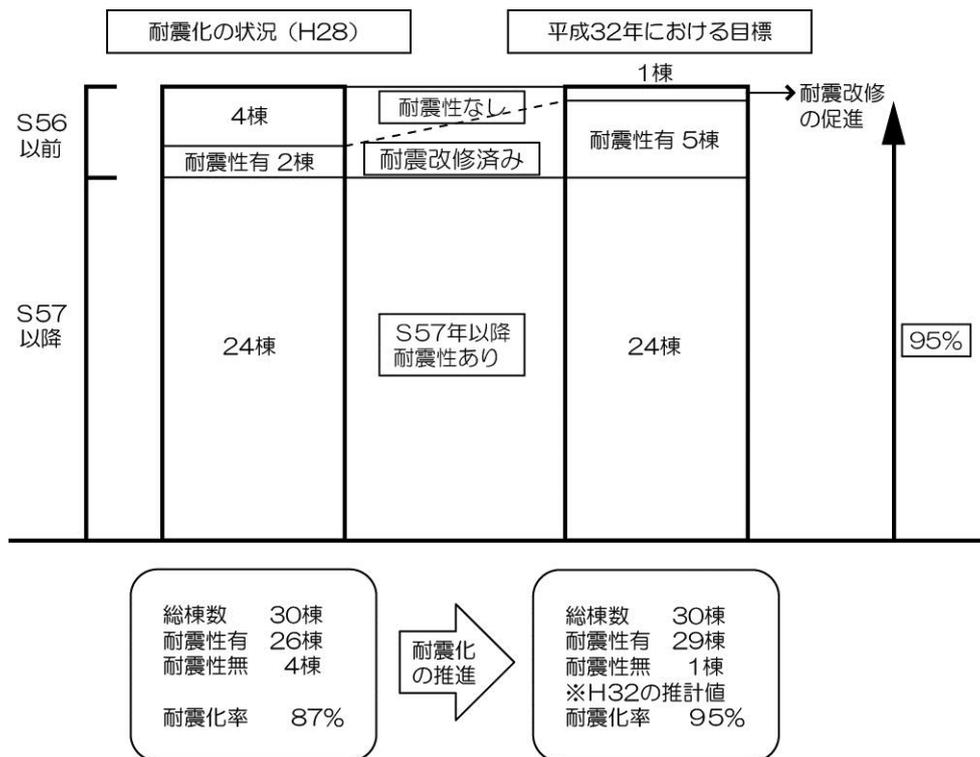


(3) 多数利用建築物における必要耐震改修戸数

平成 28 年度時点の多数利用建築物は 30 棟あり、そのうち 4 棟の耐震性が不十分となっています。

平成 32 年度まで現在の建築物数が推移した場合、目標である耐震化率 95%を達成するためには、4 棟のうち 3 棟の耐震化が必要となります。

町が所有する公共施設のうち、耐震性が不十分である役場庁舎 1 棟については、平成 32 年までの解消を目指して検討を進めるとともに、民間建築物の所有者に対しても耐震化を促します。



3 耐震化促進に向けた各主体の役割

本計画は、二セコ町における住宅・建築物の促進方策について定めるものですが、耐震改修を強力に推進していくためには、住宅や建築物の所有者等の町民や建築関係事業者の理解と協力が不可欠であることから、耐震化の促進に向けた取り組み方針において、地方公共団体の役割のほか、所有者及び建築関係事業者の役割を定めます。

(1) 所有者の役割

住宅や建築物は、地域社会のなかで構成員である住民の生活基盤であり、また、企業等においては経済活動の基盤でもあります。

住宅・建築物の所有者は、地震防災対策が自らの生命や財産の保全につながるとともに、隣接する建築物や道路へ及ぼす被害の抑制といった都市機能の保持にも大きく影響することを認識し、自らの問題のみならず、地域の問題といった意識を持って、主体的に住宅・建築物の地震に対する安全性を確保するとともに、その向上を図るように努めるものとしします。

(2) 建築関連事業者の役割

建築関連事業者は、住宅・建築物の耐震性など人命に関わる重要な要素について責任を負っている再認識し、住宅・建築物の所有者をはじめとした地域社会との信頼関係の一層の構築を図り、地震に対する安全性を確保した良質な住宅・建築物ストックの形成に努めるものとしします。

(3) 地方公共団体の役割

- a. 住民の安全・安心を確保することは、地方公共団体の重要な責務であり、相談体制の整備や適切な情報提供等、安心して耐震診断・改修が行える環境整備や地震による住宅・建築物の安全性の向上に関する啓発及び知識の普及などに努めるものとしします。
- b. 道及び二セコ町は、所有者として自ら管理する住宅・建築物の耐震化に率先して取り組むこととしします。
- c. 二セコ町は、住民に最も身近な基礎自治体として即地的な観点から、地域の実情に応じた住宅・建築物の耐震化に向けた環境整備、普及啓発等の施策を主体的かつ計画的に推進します。

4章 耐震診断及び耐震改修の促進を図るための施策

1 耐震診断・改修を図るための支援

住宅の耐震化率 95%を達成するためには、年間約 114 戸のペースで耐震改修を推進する必要があります。

住宅の耐震化は、一義的には所有者の責務として実施すべきことですが、住宅については、町民生活の基盤としてストック数も多く、また、その費用負担が耐震化を阻害する一因ともなりうることから、耐震診断・改修促進を図るため所有者への支援が必要です。

(1) 耐震診断の実施

住宅の耐震化を進める上で、まず耐震診断をする必要があります。耐震診断は、所有者が耐震改修を必要とするか否かを判断する上で必要な調査であり、耐震診断を実施することで防災上の意識の向上、地震に対する不安解消に寄与するものです。

耐震診断には、簡易診断、一般診断、精密診断があります。簡易診断は行政や関係機関が一般向けに普及しているものであり、所有者自身が手順に従って診断できる方法です。また、一般診断は通常、建築士・工務店などの専門家が有料で現地調査を行って老朽度や壁量などから必要な耐力を判定するものです。

北海道では、道民に対して適切な情報提供と耐震化に関する意識啓発を行うことを目的に戸建て木造住宅を対象に各(総合)振興局において無料診断業務を実施しています。耐震診断の結果、耐震性に疑義があると判断された所有者等に対しては、(社)北海道建築設計事務所協会が実施している有料相談やホームページ等による耐震診断技術者情報などの情報提供を行い、より詳細な診断を進めることとしています。

ニセコ町は、この道の無料耐震診断を積極的にPRし、町民の利用促進を図ることとします。

なお、昭和57年以降の建築物に関しても、その建築物の状況によっては、耐震補強が望ましい場合があることに留意する必要があります。

表 4-1 各(総合)振興局における戸建て木造住宅無料耐震診断の概要

対象住宅	<ul style="list-style-type: none">・ 2階建て以下で延べ床面積が 500 平方メートル以下の木造戸建て住宅・ 申請者が当該戸建て住宅を所有又は居住していること・ 建築年次は問わない
診断方法	<ul style="list-style-type: none">・ 財団法人日本建築防災協会の診断ソフト(一般診断法)を使用・ 現地調査は行わず、住宅の状況については図面と申請者からの申告により判断・ 診断結果は1週間程度
耐震診断の窓口	<ul style="list-style-type: none">・ 各(総合)振興局建設指導課において、月1回程度耐震診断窓口を開設し、耐震診断を実施
必要資料	<ul style="list-style-type: none">・ 住宅の図面(仕上げ表、寸法の記入のある各階平面図で筋かい等の位置及び仕様のわかるもの)

(2) 住宅の耐震改修に係る費用の助成

住宅の耐震診断の結果、倒壊のおそれがあると判定された住宅については、耐震改修を行う必要がありますが、所有者等に相当の費用負担が生じることから自主的な耐震改修が進みにくいとされており、国及び地方公共団体において負担軽減のための施策を講じる必要があります。

a. 住宅の耐震改修に係る費用の助成

ニセコ町では、現在、住宅の耐震改修に係る補助制度を設けていますが、補助制度の実績はこれまでありません。

今後も引き続き補助制度を推進するとともに、町のホームページや広報等で幅広い周知を行い、補助制度の活用による耐震化の促進を図ります。

b. 耐震改修促進税制の周知

耐震改修の促進を図るため平成 18 年度から国において税制改正が行われ、耐震改修促進税制が創設され、住宅の耐震改修を行った場合、一定の税制による支援が受けられます。

ニセコ町では、耐震改修促進税制の申請に必要な証明書を発行しており、町民が耐震改修の実施に伴い、税制等の特例措置を円滑に活用できるようホームページにおける情報提供を行い、普及・啓発に努めます。

[耐震改修税制の概要]

耐震改修に関する特例措置（平成 28 年度時点）

[所得税：適用期限：平成 21 年 1 月 1 日～平成 31 年 6 月 30 日]

<平成 26 年 4 月 1 日以降に耐震改修を行った場合>

個人が、旧耐震基準（昭和 56 年 5 月 31 日以前の耐震基準）により建築された住宅の耐震改修を行った場合には、標準的な工事費用相当額（上限 250 万円）の 10%相当額を所得税額から控除することができる。

[固定資産税：適用期限：平成 18 年 1 月 1 日～平成 30 年 3 月 31 日]

<平成 25 年 4 月 1 日以降に耐震改修を行った場合>

昭和 57 年 1 月 1 日以前から所在する住宅について、現行の耐震基準に適合する 50 万円超の耐震改修工事を行った場合、当該家屋に係る翌年分の固定資産税額（120 m²相当部分まで）を 1 年間（特に重要な避難路として自治体が指定する道路の沿道にある住宅の耐震改修は 2 年間）1 / 2 に減額

2 地震時に通行を確保すべき道路の指定

耐震改修促進法第5条第3項第3号において、都道府県は建築物が地震によって倒壊した場合においてその敷地に接する道路の通行を妨げ、多数の者の円滑な避難を困難とすることを防止するため、当該道路にその敷地が接する建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図ることが必要と認められる場合、当該耐震診断及び耐震改修の促進を図るべき建築物の敷地に接する道路に関する事項を記載できることとされています。

道は、地震直後から発生する緊急輸送を円滑かつ確実に実施するため、北海道緊急輸送道路ネットワーク計画に指定する道路（北海道緊急輸送道路ネットワーク計画等策定協議会）を地震時に通行を確保すべき道路（以下、「緊急輸送道路」という）として指定しています。

さらに、このうち災害時の拠点施設を連結する道路であり、災害時における多数の者の円滑な避難、救急、消火活動の実施、避難者への緊急物資の輸送等の観点から、北海道緊急輸送道路ネットワーク計画の第一次緊急輸送道路区分の道路については、「第1次緊急輸送道路」として指定しています。

二セコ町においては、国道5号及び道道岩内洞爺線が「第1次緊急輸送道路」、道道岩内洞爺線及び道道蘭越二セコ俱知安線が「第2次緊急輸送道路」として位置づけられており、本計画に記載し、住民への周知を図っていくこととします。

北海道の緊急輸送道路

- 第1次緊急輸送道路

道庁、地方中心都市及び重要港湾、空港、総合病院、自衛隊、警察、消防等を連絡する道路

- 第2次緊急輸送道路

第1次緊急輸送道路と市町村役場、主要な防災拠点等を連絡する道路

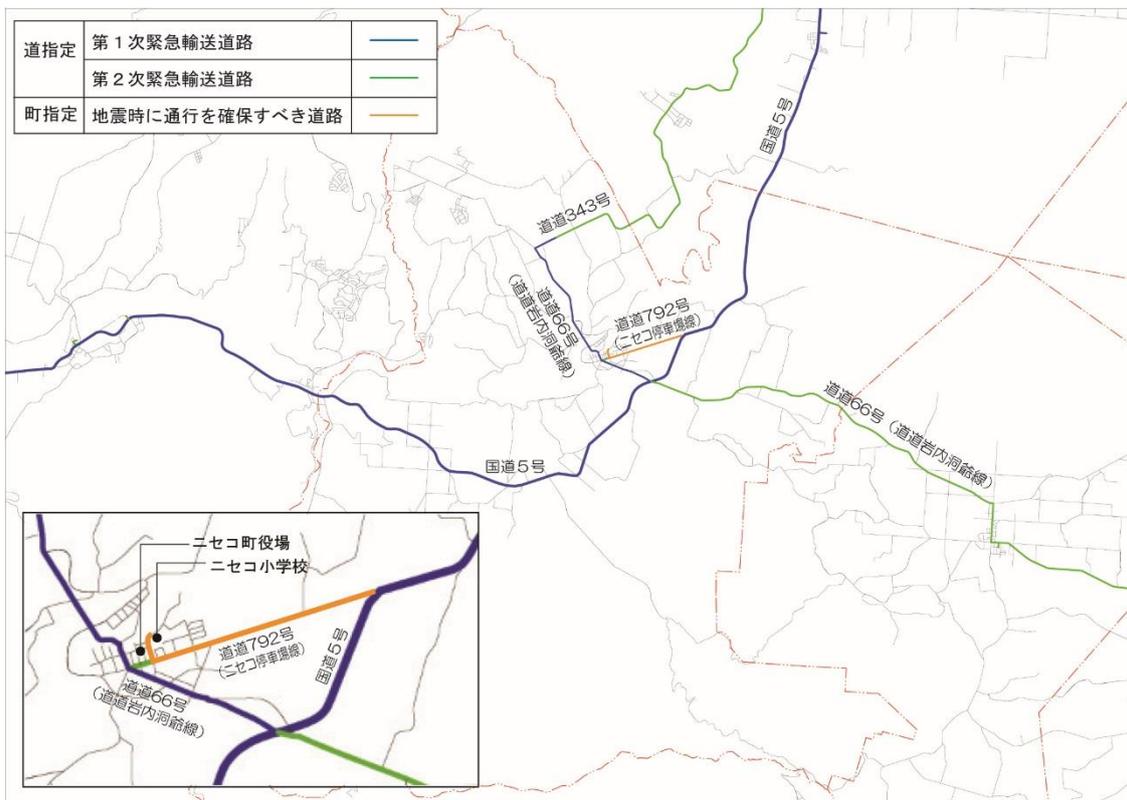
- 第3次緊急輸送道路

第1次及び第2次緊急輸送道路とその他の防災拠点を連絡する道路

また、緊急時の避難場所として、二セコ小学校の体育館、二セコ町役場、総合体育館への安全な避難経路を確保するため、道道二セコ停車場線及び町道役場前通を耐震改修促進法第6条第3項第2号に基づく町として地震時に通行を確保すべき道路に指定します。

地震時に通行を確保すべき道路沿道の建築物で、前面道路幅員に対し一定の高さを有するものは、耐震改修促進法第14条第3号に規定する特定建築物として、耐震化の促進を図ることとしています。

図 4-1 緊急輸送道路の指定



3 がけ地近接危険住宅の解消

ニセコ町地域防災計画において、災害危険区域として、「水防区域」、「地すべり・急傾斜と崩壊危険区域」、「土石流危険溪流」等が定められています。

ニセコ町では、建築基準法第39条に規定する災害危険区域及び第40条に規定するがけ条例の指定区域のうち、土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域に一部指定されています。

4 優先的に耐震化に着手すべき建築物の設定

建築物の耐震化について町民への啓発普及を図るとともに、町は率先して公共建築物の耐震化を図ることとします。

ニセコ町が所有する多数利用建築物のうち、役場庁舎は耐震性が不十分となっているため、本計画期間内の重点建築物とし、早期に対応することとします。

また、「地域防災計画」において大規模な地震は発生した際の収容避難場所に指定されている町が所有する建築物のうち、S56年以前の建築物で耐震化がされていないニセコ高校屋内体育館及び西富地区町民センターについても早期に対応するよう努めます。

表 4-2 収容避難場所一覧（町が所有する施設）

	名称	面積合計 m ²	階数	所在 字	建築年	備考
S56 以前	二セコ小学校	4,468	3	富士見	昭和 57 年	耐震改修済み (H22)
	西富地区町民センター	201	2	西富	昭和 52 年	
	総合体育館	2,575	2	富士見	昭和 55 年	耐震改修済み (H24)
	町民センター	2,461	2	富士見	昭和 50 年	耐震改修済み (H23)
	福井地域コミュニティセンター	637	1	福井	昭和 12 年	耐震改修済み (H17)
	二セコ高校（体育館）	795	1	富士見	昭和 41 年	
S57 以降	二セコ高校（校舎）	3,982	3	富士見	平成 3 年	
	二セコ中学校	4,011	3	富士見	平成 17 年	
	近藤小学校	1,208	2	近藤	平成 4 年	
	二セコ町曽我活性化センター	427	1	曽我	平成 19 年	
	二セコ地域コミュニティセンター	247	1	二セコ	平成 12 年	
	近藤地域コミュニティセンター	358	2	近藤	平成 10 年	
	元町地域コミュニティセンター	377	1	元町	平成 10 年	
	里見地域コミュニティセンター	236	1	里見	平成 11 年	

2 相談体制の整備及び情報提供の充実

悪質なリフォーム詐欺による被害が社会問題化するなど住宅・建築物の所有者等が安心して耐震改修を実施できる環境整備が重要課題となっています。特に「どの業者に頼めばよいか」、「工事費用は適切か」、「工事内容は適切か」、「改修の効果はあるのか」等の不安に対応する必要があります。

このため、ニセコ町では、平成 20 年度から、耐震診断及び耐震改修に関する相談窓口を設置しています。この相談窓口は耐震診断、改修に係る相談窓口のみならず、住宅に関する一般的な相談やリフォームに関する相談など総合的な相談体制を図ることとします（職員が全ての質問に対応することは実際には困難でありますので、振興局や(財)北海道建築指導センターの住宅相談の紹介など水先案内の役割を担います）。

今後も引き続き、町民の住宅・建築物の相談に対して適切に対応するとともに、広報誌等により耐震診断や耐震改修に関する情報提供を適宜行い、耐震化の促進を図ります。

3 消費者向けパンフレット等の作成・配布

建築物の地震防災対策に関する所有者等への啓発、知識の普及を図るため、住宅・建築物の耐震診断や耐震改修などの必要性や効果、住宅リフォーム全般に関するポイントや手順などを周知する必要があります。

ニセコ町は、当計画のパンフレットを作成し、町民への情報提供を行います。パンフレットには、本町で想定される地震と震度分布、耐震診断、改修をする場合の流れ（相談、診断、補助制度等）等を盛り込みます。